

会議録・平成28年6月14日第2回定例会（第1日）

1. 招集の年月日 平成28年6月1日

1. 招集の場所 明和町議会議場

1. 開 会 6月14日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 14名

1番	山内理	2番	西岡厚
3番	中井啓悟	5番	上田清
6番	阪井勇男	7番	乾健郎
8番	江京子	9番	伊豆千夜子
10番	北岡泰	11番	樋口文隆
12番	奥山幸洋	13番	松本忍
14番	綿民和子	15番	辻井成人

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 浅尾 恵次

議会書記 朝倉 晶子 松本 章 西尾 仁志

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	中井 幸充	副 町 長	寺前 和彦
教 育 長	西岡 惠三	総 務 課 長	西田 一成
防災企画課長	中谷 英樹	税 務 課 長	北岡 和成
人権生活環境課長	世古口和也	福祉保健課長	下村由美子
会計管理者(兼)会計課長	山口 隆弘	長寿健康課長	菅野 由美
農水商工課長	松本 雅之	まち整備課長	堀 真
上下水道課長	菅野 亮	斎宮跡・文化観光課長	西口 和良
教育総務課長	西口 竜嘉	こども課長	世古口哲哉

文化財保存活用監	中野 敦夫	人権啓発推進監	中瀬 行久
農業委員会事務局長	田中 一夫	教育委員長	竹本留美子
監査委員	西村 和久		

1. 会議録署名議員

5 番	上 田 清	6 番	阪 井 勇 男
-----	-------	-----	---------

1. 提出議案

承認第 1 号	専決処分した事件の承認について 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
承認第 2 号	専決処分した事件の承認について 平成27年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
報告第 1 号	平成27年度地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業繰越 明許費計算書
報告第 2 号	平成27年度津波対策緊急整備事業 （津波避難タワー建設事業）繰越明許費計算書
報告第 3 号	平成27年度地方創生加速化交付金事業 繰越明許費計算書
報告第 4 号	平成27年度個人番号カード交付事業 繰越明許費計算書
報告第 5 号	平成27年度水産物供給基盤機能保全事業 繰越明許費計算書
報告第 6 号	平成27年度急傾斜地崩壊対策事業 繰越明許費計算書
報告第 7 号	平成27年度土地公有化事業 繰越明許費計算書
報告第 8 号	平成27年度歴史的風致維持向上計画推進事業 繰越明許費計算書
報告第 9 号	平成27年度施設建設事業（伊勢市公共下水道建設事業） 繰越明許費計算書
報告第10号	平成27年度施設建設事業（宮川流域関連公共下水道事業） 繰越明許費計算書
議案第42号	平成28年度明和町一般会計補正予算（第 1 号）
議案第43号	平成28年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算

(第 1 号)

議案第44号 平成28年度明和町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

1. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

(午前 9 時 00分)

◎開会の宣言

○議長（辻井 成人） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成28年第2回明和町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第119条の規定により、議長から指名をいたします。

5 番 上 田 清 議員

6 番 阪 井 勇 男 議員

の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（辻井 成人） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの4日間としたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月17日までの4日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長(辻井 成人) 日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員さんから提出をいただいております、2月、3月、4月の例月出納検査結果報告書の写しと、一部事務組合議会の報告書の写しをお手元に配布しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長(辻井 成人) 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長(中井 幸充) おはようございます。

平成28年第2回議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、ただ今は、本定例会の会期を4日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、去る4月14日、午後9時26分、熊本県熊本地方を震央とするマグニチ

ュード6.5の地震が発生し、熊本県益城町で震度7を観測しました。その28時間後の4月16日、午前1時25分には、同じく熊本地方を震央とするマグニチュード7.3の地震が発生し、熊本県西原村と益城町で震度7を観測しました。

人的被害は、死者49人、関連死疑いが20人、行方不明者1人、負傷者1,684人で、避難者数は熊本県の最大時で183,882人、被害総額は最大4.6兆円と発表されました。

また、消防庁の発表によると、5月24日現在、住宅の全壊が7,996棟、半壊が17,866棟、一部破損が73,035棟確認されており、公共建物の被害は248棟確認されています。家屋被害は、建築基準法が改正された、1981年以前に建築された古い木造家屋に集中しているようです。あらためて、自然の脅威を感じずにはいられません。

被災されました皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられました方々のご冥福をお祈り申し上げます。

なお、町民の皆様から寄せられた義援金は6月1日現在で、町社会福祉協議会に寄せられた分と合わせまして、21万3,343円です。明和町からは10万円を義援金として、いずれも日本赤十字社を通じて、熊本の被災地へ送らせていただきました。

それでは、3月定例会以降、本定例会までの主な動きにつきましては、副町長のほうからご報告させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 副町長。

○副町長（寺前 和彦） おはようございます。

それでは、私のほうから3月定例会以降、本定例会までの主な動きにつきまして、ご報告をさせていただきたいと思います。

4月5日、済生会明和病院で、恒例の「お花見会」が開催されました。絶好のお天気の下、三重高校吹奏楽部の皆さんの演奏を聴きながら、入院されている方や明和苑、なでしこに入所されている皆さんと、満開の桜を楽しみました。

4月6日、伊勢志摩定住自立圏推進協議会の3市5町が、虐待や何らかの家

庭事情を理由に、親の元で暮らせない子どもたちを育てる「里親制度」の普及啓発に取り組む協定を締結しました。全国で、社会的養護や家庭的養護を必要とする子どもは 46,000人、三重県では 500人で、多くは高校、大学にも進学できない学習環境や貧困状況に置かれています。

市町の他に、伊勢商工会議所や伊勢市社会福祉協議会、各金融機関などと協定を締結しました。まずは里親制度を知ってもらい、理解を深めてもらうことから取り組んでいこうと思います。

4月6日、7日、8日には、町内の小・中学校と幼稚園で入学・入園式を行いました。今年は6つの小学校に209人、中学校に202人、3つの幼稚園には46人が入学・入園しました。

次代を担う子どもたちには、大きな夢と希望を持って、そして、健やかに成長してほしいと願っています。

4月9日、明和町農業委員会第1回の総会が開催されました。農業委員会は農地等の利用の最適化、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消などの課題解決のため、今後3年間、明和町の農業振興に寄与していただくことになります。総会では、これから農業委員会を運営していただく、会長と会長職務代理者の選任が行われ、会長に多気郡農協理事の中井宗雄さん、職務代理者に大淀地区で、認定農業者の田端保正さんが選ばれました。農業を取り巻く環境は、高齢化と後継者不足、食糧の自給自足の向上と農地の保全など、厳しい状況にあることは当町も同じです。新しい委員と推進委員の皆さんには、どうかよろしくお願いいたします。

4月10日、明和町消防団新入団員の辞令交付式と礼式、機械器具の取り扱いなど、初めての訓練が明和消防署で行われました。これから、住民の生命と財産を守る使命を担う消防団員として、ご活躍いただくことを期待しています。

4月11日、中学校第2グラウンドで、町老人クラブ主催の「グランドゴルフ」と「ペタンク」大会が行われました。寒い一日でしたが、お元気な皆さんを拝見し、健康のありがたさを改めて感じました。町民の皆さんには、健康づく

りを、さらにお願ひしたいと思ひます。

4月15日、「陸軍第7通信連隊128部隊の防空壕」と、池村にある「小金古墳群3号墳」を町指定文化財に指定し、西岡教育長から関係者に「指定書」が手渡されました。防空壕の土地の所有者は、中町在住の木戸口高之さんです。今後、文化財として整備を進めていくことになりますが、戦後70年が経過する中で、貴重な戦争文化財として後世に伝えていかなければならないと思ひます。少し前までは、連隊の給水塔が役場前にもありました。当時を偲ぶものはなくなりましたが、平和な世の中を創っていくために、町にもそのような歴史があることを、戦争を知らない子どもたちに、伝えていかなければなりません。

また、池村の小金古墳群3号墳は、10基ほどが確認されています。遺跡状態が非常によく、古代史の解明に欠かせないことから、町指定文化財に指定されたものです。

4月16日、中央公民館で、平成28年度公民館講座の開講式が行われました。今年の受講者は、33講座に723人、同好会は48講座に701人で、合わせて81講座1,424人となりました。自己研鑽や交流を深めていただき、地域においても活躍いただきたいと思ひます。

4月14日に発生した熊本地震では、連日、必死に救助活動が行われていることや、度々起こる余震の恐怖から車で避難生活を送ってみえる方が多いなどのニュースが報道されている中、三重県の要請を受けて、4月18日に熊本市へアルファ化米2,500食を送りました。

また、町と町社会福祉協議会で募金の受け付けを始めました。集まった義援金は、日本赤十字社を通じて被災地の皆さんに役立てていただきます。6月30日まで受け付けていますので、ご協力をお願いいたします。その他の支援は、県や全国史跡整備市町村協議会などの要請によって、保健師や職員の派遣などの人的支援も行う予定です。できる限りの支援を考えながら、一日も早い地震の終息と、復旧・復興への道筋が、開かれることを願ってやみません。

4月17日、伊勢志摩サミットの開催に合わせて、「さいくう平安の杜」に来

ていただく方に花を通じて楽しんでもらおうと、「みどりの会」や「呉竹倶楽部」の皆さん、町内の小学生らが、花の苗をプランターに移植する作業を行いました。出来上がったプランターは500個。整備された方面地割（復元道路）の道路脇に、5メートル間隔で綺麗に並べていただきました。天候不順で雨が降る中、名付けて「花いっぱいおもてなし大作戦」大変ご苦労さまでした。

4月25日には、ジュニア・サミット県内分散型体験・交流行事Dコースに選ばれた「いつきのみや歴史体験館」に、各国代表者7人らがお越しいただきました。みどり保育所の園児たちが外で、館内では斎王（前田彩乃さん）が一行を出迎え、斎宮会の皆さんのお点前で、抹茶のおもてなし、盤すごろくなどを楽しんでいただきました。あっという間の行事でしたが、「伊勢志摩サミット」の今後の効果を期待したいと思います。

また、この日は、上御糸小学校の3年生と5年生が、「かみみいとむらおこし」の皆さんからアドバイスをいただきながら、田植え作業を体験しました。今は機械化が進み、手植えはさし苗しかしませんが、お米作りは機械化されたと言うものの、手間がかかる農作業です。秋の取り入れ等の作業を含めて、稲作作業を経験することによって、お米のできる過程を学び、食事の大切さを感じてくれたらと思います。秋の取り入れには、「むらおこし」の皆さんやPTA保護者の皆さんとのお餅つきや、お食事会があると聞いています。とても楽しいな体験学習になっています。

4月28日、皇學館大学と町、そして旭酒造、伊勢萬、松幸農産の産学官が連携して、「日本酒造りプロジェクト」を進めていくことを発表しました。地方創生で、新たな土産物を模索していたところ、皇學館大学の千田准教授から情報を受け、地方創生加速化交付金を活用して、このプロジェクトを進めることを決めました。お酒造りの主体は学生で、松幸農産が管理する6反の田で採れたお米で、旭酒造と伊勢萬の酒造会社が仕込みます。その過程で学生たちが、田植えや稲刈りなどの農業体験、酒造体験、豊作を願う神事、ラベルのデザインやブランディング、販売戦略の方法などにアイデアを出します。新酒の出来上が

りは来年の2月から3月の予定です。明和町の基幹産業の稲作農業が、この取り組みによって、新たな展開に発展し、特産品の誕生が活性化につながっていくことを願っています。

5月7日、「更正保護女性の会」の総会が中央公民館で行われ、様々な社会貢献活動に参加いただく皆さんにお礼を申し上げます。更正保護女性の会の皆さんは、「社会を明るくする運動」への参加協力、中学生の社会参加活動、更正者の社会参加貢献活動への協力など、幅広い活動を行っていただいております。改めて、日頃の活動に感謝申し上げます。

五月晴れの5月8日、今年で7回目となる「大淀海岸クリーンアップ大作戦」が、地元環境団体の「大淀ビーチクリーン」の主催で行われ、大淀海岸周辺の清掃活動にたくさんの方が参加していただきました。改めて、関係者の皆さんにお礼申し上げます。

5月16日、「斎王まつりにぜひお越しください」と、第32代斎王役の八木美海（はるか）さん、女別当役の鳥谷菜々子さん、斎王まつり実行委員会の皆さんらと、鈴木知事を表敬訪問しました。知事から、「斎王まつりは三重県の歴史文化の情報発信の大きな力。まつりを成功させ、地域の発展のために応援する」とのお言葉をいただきました。

5月21日、町内の4つの小学校で「春の運動会」が行われました。この日は25度を超える夏日になりましたが、大淀・下御糸・斎宮・修正の各小学校の子どもたちの元気な様子を見て回りました。上御糸小学校と明星小学校は「秋の運動会」です。今から楽しみにしています。

5月31日、全町自治会長会議を中央公民館で開催しました。議員の皆様にはご多忙のところご出席をいただき、誠にありがとうございました。平日の会議にもかかわらず、8割の自治会長さんが参加していただき、役場から自治会でお世話になっている各種事業の説明などを行いました。自治会からいただいている要望については、今後、各地区自治会で懇談会を計画していますので、その時に具体的な回答や説明をさせていただくこととしています。

また、今年は、自治会長の皆さんにぜひ「日本遺産」を知っていただきたく、第2部として施設見学会を計画しました。日本遺産に認定された文化財等の内、「隆子女王の墓」「カケチカラの発祥の地」「佐々夫江行宮跡」「業平松」「斎王尾野湊御禊場跡」「斎王の森」「竹神社」などの所在をバスから確認していただき、「斎宮歴史博物館」と「さいくう平安の杜」では、担当者から施設の説明をしていただきました。これからも「日本遺産」を全面に打ち出し、斎宮跡だけではなく町全体のネットワーク化によって、町の活性化に結び付けていかなければならないと思っています。

6月1日、多気郡保護司会の3町合同会議が「明和の里」で開かれました。この会議は、7月に行われる「社会を明るくする運動」の取り組みで、多気郡3町が共同して行う事業や各町が独自で行う事業について、意見交換が行われました。

6月2日には、防犯パトロール隊「青レンジャー」の総会が、中央公民館で行われました。青レンジャーは、青色回転灯でのパトロールの他、子どもたちへの防犯の呼びかけなど、子どもたちが被害に遭わないようにと、防犯活動にご尽力をいただいています。

6月4日と5日、34回目を迎えた「斎王まつり」が、今年も町内外から多くの方々にお越しいただき、盛大に開催されました。心配されたお天気ではありましたが、二日間にわたり大きな事故もなく無事に終えることができましたことは、ひとえに実行委員会の皆様の英断と、まつりに携わってくださいました関係者の皆様のおかげであり、心から敬意と感謝を申し上げます。

本定例会の上程議案につきましては、専決処分した事件の承認2件、繰越明許費計算書の報告10件、そして、平成28年度一般会計補正予算ほか2つの特別会計補正予算をお願いしております。

今後も、町民の皆さんが安全安心で、日々充実した暮らしができる町政を推進するため、議員の皆様のご理解とご協力を賜りながら、最大限の努力をしてまいりますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（辻井 成人）　続きまして、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹）　それでは、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、多気東部土地開発公社の決算報告をさせていただきます。

去る平成28年5月25日、多気町において平成28年度第1回理事会が開催され、平成27年度決算が審議され、原案どおり議決されました。

お手元の資料、報告書の2ページの平成27年度損益計算書をご覧ください。

1. 事業収益（1）公有地取得事業収益は1億783万8,391円で、史跡斎宮跡土地買上事業、公共施設等整備事業に係るものでございます。

（2）土地造成事業収益は0円で、事業収益は1億783万8,391円となります。

2. 事業原価も同額で、差し引き事業総利益は0円となります。

3. 販売費及び一般管理費、（1）公租公課費は7万2,000円、（2）役務費4,860円は、残高証明書の発行手数料、事業損失は7万6,860円となります。

4. 事業外収益、（1）受取利息は、基本財産に係る受取利息で5万8,054円。（2）雑収益558万3,019円は、多気町の事業によるもので、事業外収益は564万1,073円となります。

5. 事業外費用、（1）支払い利息は431万776円で、多気町の借入によるもので、経常利益は125万3,437円となります。

6. 特別利益、（1）前期損益修正益は216万3,569円で、多気町によるもの。

7. 特別損失は0円となります。

よって、当期純損失は361万7,006円となります。

続きまして、3ページ、平成27年度貸借対照表をご覧ください。

資産の部、1. 流動資産（1）現金及び預金は2億5,721万3,698円、（2）事業未収金は1,768万9,442円、（3）公有用地は4億6,102万4,957円、（4）完成土地16億3,653万5,131円、流動資産合計は23億7,246万3,228円と

なります。

2. 固定資産、(3) 投資その他の資産(ア)出資金は400万円で、明和町、多気町がそれぞれ200万円を出資しています。固定資産合計は400万円、資産合計は23億7,646万3,228円となります。

負債の部、1. 流動負債、(1) 未払金は37万9,317円、流動負債合計は37万9,317円となります。

2. 固定負債、(1) 長期借入金は23億6,750万円となり、負債合計は23億6,787万9,317円となります。

資本の部、1. 資本金(1) 基本財産は400万円、2. 準備金(1) 前期繰越準備金は116万6,905円、(2) 当期純損失は361万7,006であり、準備金合計は458万3,911円、資本合計は858万3,911円となります。負債資本合計は23億7,646万3,228円となり、この額は資産合計と一致いたします。

4ページは、キャッシュフロー計算書、5ページには監査報告となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長(辻井 成人) 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長(辻井 成人) 日程第5 一般質問を行います。

一般質問は、5名の方より通告されております。

許可したいと思います。

1番通告者は、北岡泰議員であります。

質問項目は、「安心・安全のまちづくりを」、「自治体としての取組推進を」の2点であります。

北岡泰議員、登壇願います。

10番 北岡 泰 議員

○10番（北岡 泰） おはようございます。質問に入ります前に、本年の4月14日、16日に震度7の地震が起き、今なお収まる気配がない熊本地震によってお亡くなりになりました方々のご冥福と、また熊本の皆さん方の1日も早い復興、復旧をご祈念申し上げたいというふうに思います。

また、中井町長も体調を崩されまして、今なお声の調子も不満足な様子でございますが、3月議会において、議会のほう一般質問を中止させていただいておりまして、まだまだ明和町の課題は山積しておると思いますので、本定例会ご無理のない程度の声量でご答弁を願いたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、中井町長は施政方針の福祉、生活環境施策の中で、超少子高齢社会を迎えて子育ての相談、体制整備や子どもたちの健康育成のこども子育て支援対策を推進するとともに、超高齢社会へ向けた医療、介護、福祉を連携させた地域包括ケアシステム体制の構築と、総合的な障がい者福祉施策としてのグループホーム、ケアホームの整備を述べられております。

これまでも福祉の党、平和の党、公明党の地方議員の一員といたしまして、中井町長が職員の時代から共に福祉子育て施策を推進してきたというふうに自負をいたしております。これからも議会と執行部が切磋琢磨しながら、明和町のこれからの福祉施策を充実させていかなければならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まずはじめに、安心・安全のまちづくりにつきましてです。1点目、子ども子育て支援法に基づく子育て世代包括支援センターに対する取り組み状況をお伺いいたします。政府は一人ひとりが輝き活躍できる1億総活躍社会をめざし、子育ての充実策を打ち出しており、その中でも子ども・子育て支援法に基づき、子育て世代包括支援センターの法定化、全国展開をめざしてお

ります。

これはひと・まち・しごと創生基本方針において、現状さまざまな機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点、子育て包括支援センターを立ち上げ、切れ目のない支援を実施するものでございます。このワンストップ拠点には、保健師、ソーシャルワーカー、助産師等を配置いたしまして、妊娠期から子育て期にわたるまで、地域の特性に応じて専門的な知見と当事者目線の両方の視点を生かして、必要な情報を共有しつつ、切れ目なく支援をする。ワンストップ相談窓口において、妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細やかな支援をする、地域のさまざまな関係機関とのネットワークを構築し、必要に応じ社会資源の開発などを行うことにより、地域における子育て世代の安心感を醸成するものだそうです。

また、政府は子育て包括支援センターを法定化し、平成27年度より32年度末をめざし、全国展開をめざすと伺っておりますが、現状のこの地域子育て支援センターとの違い、これからの対応について、町長のお考えを伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 北岡泰議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま北岡議員のほうから、子ども・子育てについての町の対応、特に国のほうも子ども・子育ての包括支援センターを設置し、そして、この少子化時代に各市町で対応するようにという考え方のもとで、法的にも整備をいただきました。

明和町におきましても、この第5次の明和町総合計画、この28年度から出発をしますが、後期計画、そして先ほどご紹介いただきましたが、まち・ひと・しごとこの地方創生の総合戦略におきましても、子育て世代のこの包括

支援センター、これをきちっと位置づけてですね、これからの子ども・子育てに対応してまいりたいと、そのように考えておるところであります。

法の整備は昨年でございました。きちっとした対応はまだでございますが、早速にですね、今年度から福祉保健課内に、子育て世代包括支援センター、これを一応位置づけまして、設置をさせていただきました。親とですね、次の世代を担う子どもたち、この健康をまず確保するために、さまざまな先ほどご指摘がありました、妊娠期から子ども・子育て、3歳、就学前を含めてですね、さまざまなニーズに対応していかなければならないと、そのように考えているところであります。

そのためには、まず総合的なこの相談支援を、何とかできる体制、それらをですね、ワンストップという形の中で、まず確立をさせていただく中で、さまざまな事業がありますし、さまざまな相談があります。それらがですね、切れ目のないような取り組みをですね、展開していかなければならない。そのように考えているところであります。

具体的な取り組みにつきまして、少しご心配いただきました。私、喉がこのような調子でございますので、担当いたします課長のほうからですね、具体的な取り組みについて、少し回答をさせていただきたいと、そのように思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 私の方から町で行います子育て世代包括支援センターの具体的な内容について、ご説明させていただきます。このセンターでは、妊娠届け出時に、専門職であります保健師が面談を行い、妊婦の状況を把握することで、相談しやすい関係づくりをまず行い、出産後には特に1カ月ごろまでは母親の育児等への不安や、心配事によって精神的に不安定な状態になることが見受けられますので、出生届けの受理後、約3週間から5週間後に母親に対して、保健師が電話を入れて、母子の様子や状態を聞き取ることにしております。

その内容によっては、早急に対応が必要な場合は、通常行っております、こんにちは赤ちゃん訪問事業の時期を早めるなどの訪問をすることとしております。子育て期については、通常の事業と組み合わせながら継続的に、乳幼児とその親の状況を把握し、相談等により母親の不安を軽減し、子育ての孤立化を防ぐことや、子どもの発育、発達段階に直面する課題に対してサポートを行います。そして、支援が必要な母子等については、関係機関と協力して支援プランなどを策定し、親の不安軽減、子どもの発育、発達、児童虐待の予防等きめ細やかな支援を実施いたします。

今後も母子のニーズの把握に努め、常に検証し、柔軟に対応できるような体制にしたいと考えております。なお、地域子育て支援センターにつきましては、今、保育所や幼稚園の未就園児の子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や情報交換、子育ての不安や悩みを相談できる場で、町内にはおひさま広場など5箇所を設置しております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員、再質問はございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） これは国の施策でございますので、しっかりと現状の子育て支援センターを、どっかへ集約するのか、現状のまま置いておいて、どっか違うセンターを置いてですね、しっかりと対応していくのか、そこら辺の部分もこれからの動きになってくると思いますが、是非、子育てしてみえるお母さん、出産期から本当になかなか安定をするまで、子どもさんが落ち着くまでですね、難しいことがあったりするそうでございますので、私は子どもを産んだことがございませんので、わかりませんが、あとは一人親家庭というのは、母親と子どもだけではなくって、お父さんが小さな子どもを抱えてしまうということも多々あることでございますので、そういう部分に対してもですね、丁寧な目線で対応していただけるよう、この子育て世代の包括支援センターを充実していただくよう、心からお願いを申し上げまして、

次の質問にいかせていただきます。

2 点目が、福祉強化の取り組み強化を推進するために、明和町に福祉事務所の開設を求めたいというふうに思います。福祉事務所とは、社会福祉法第14条に規定をされています、福祉に関する事務所をいいまして、福祉6法に定める援護、育成または更正の措置に関する事務を司る第一線の社会福祉行政機関で、都道府県及び市は設置が義務付けられております。町村は任意で設置することができるというふうに言われております。1993年4月には、老人及び身体障がい者福祉分野で、2003年4月には知的障がい者福祉分野で、それぞれ施設入所措置事務等が、都道府県から町村へ委譲されたことから、都道府県福祉事務所では従来の福祉6法から福祉3法を所管することになりました。

平成28年度の厚生労働省の関連予算から考えますと、一人親家庭自立支援関係では、1つ、自治体窓口のワンストップ化の推進として、2つ、一人親家庭への総合的支援のための相談窓口強化事業。3点目、児童扶養手当の機能拡充。4点目、母子家庭等就業自立支援事業の推進。5点目、一人親家庭等日常生活支援事業の充実。6点目、生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業の充実強化。7点目、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の推進。8点目、自立支援教育訓練給付の充実。9点目、生活困窮者に対する住居確保、給付金の支給などが追加充実事業として取り組めるようになっておると思います。

また、現在ですね、多気町において福祉事務所が設置をされております。人口的にもですね、多気町と比べて明和町に開設をされても、おかしくないと思われます。明和町の福祉関連事業の取り組み強化のため、また、住民福祉の向上のために、明和町の福祉事務所を開設することを求めますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 北岡泰議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 福祉事務所の設置についてのご質問をいただきました。

以前にですね、多気町が福祉事務所を開設する以前に、県の方からですね、例えば菰野町、それから東員町、明和町を含めてですね、設置の要請が県のほうから、実はいただきました。ただですね、この福祉事務所の設置につきましては、さまざまな条件というんですか、専門職の養成とかですね、そういったことが求められるということの中で、全国的にみてもですね、今、全国ではだいたい930町村がありますが、調べたところによりますと、昨年の状況でございますけれども、まだわずか43の町村しか設置がされてないということは、それだけ設置について、いろいろな問題があるのかなと、課題があるのかなと、そのように推測をしているところでございます。

私もですね、県のほうから要請をいただいた時に、担当課の直接窓口で対応していただく職員の方々と、いろいろと話をする中で、やはり専門職の要請がですね、一番必要であると。おっしゃられるように、いろんな住民のニーズがワンストップ、町の方で直ぐに判断ができるというメリットもあるんですが、ただ我々の側としては、今、社会福祉士を近年採用しておりますけれども、そういう専門職がやはりいないとですね、なかなか住民の対応に満足していけないというような状況もございます。

従いましてですね、いろいろなメリット、デメリットがございます。そういう中でご指摘の部分は十分に理解をいたしますので、これから将来に向かってですね、事務所の設置、さまざまな要素がありますので、検討をしながらですね、設置に向けて努力はしていきたいと、そのように考えます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員、再質問はございませんか。

○10番（北岡 泰） さまざまな問題点があるというのは、私も実際、多気町さんのほうにちょっとお伺いをして、お話を聞いてまいりました。多気町さんも福祉事務所って別にあるんですかといったら、いやいや地元の住民福祉会館にありますみたいな話でですね、じゃあ兼任ですかって、福祉事務所長と課長さんが兼任みたいな感じでですね、やっぱり職員の配置、町長言わ

れましたように、専門職の配置、充実をさせていくというのは大変なんだと、それから固定化されてしまって、異動ができなくなってしまうんだというふうなお話を聞かせていただきました。

現状、多気町さんから見てもですね、明和町の福祉部門というのは非常に充実しておって、うちは見習わなるところがたくさんあるんですよというお話を聞かせていただいて、ああ良かったなというふうには思いましたが、やはりワンストップサービスというのがですね、やっぱり一番大切なのではないかなと。

それによって、ちょっと弊害もあるということは、ちょっとお伺いをしたんですけれども、ある意味それに取り組んでみて、良かったという点もたくさんあるんだと、多気町の職員さんが言ってみえました。1点目、一つがですね、効果としては相談支援の充実がしっかりできました。包括的な相談支援が非常に可能になって、住民サービスの向上につながっていますよということは言われてました。

また、生活保護関係の業務の適正化がしっかり進んだなというふうに思いますということがありました。それから、財政面の部分があります。福祉事務所を設置するとですね、多気町さんだけでも歳入の面で2億5,000万円ほど入ってくる。

これは特別交付税が、これは前年度だと思うんですけれども、2億5,000万のうちの約1億3,800万円があると、特別交付税が入ってきていますということで、そういう意味できちんとお金の面での支援は、国のほうから来ますよということでは言われていました。ただ、課題としてはやはり先ほど言われていましたように、専門性の確保が大変なんだと。

町という小さな明和町もそうなんですけども、これまで職員を削減してきたという、その中で専門性のある職員をどうやって確保するのかという課題があるんですよというお話と、ケース対応がちょっと難しい場合があると。やっぱり今現状、県の職員さんに任せておけばですね、直接いろいろ関わる

と部分が、最終的な部分ではすり合わせで、県のほうでお任せするということができたり、地元の住民さんと直接いろんなお話をすると、隣近所ですと非常に辛いというお話がございましたので、そこら辺は難しいのかなというふうには思いますけども、やはりどちらのメリットをとっていくのかということと。

町長がよく言われておりますように、これからは広域行政なんだというですよね。島根県ではもう県の福祉事務所が廃止されて、全ての町村に福祉事務所が設置されたというふうに聞いておりますので、ある意味、島根県はそのほうがメリットがあるんだというふうに、それぞれの自治体が考えられたというふうに思うんですね。

現状少ないとは言えですね、これから取り組んでいる一つの大きな課題であるというふうに、私は思いますので、是非、町長、前向きにですね、取り組んでいただいて、職員さんの専門性もしっかり付けていただいて、ワンストップサービスを充実させていただきたいというふうに思いますが、町長のお考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 一番の、あまりにもですね、いわゆる身近にあって、役場の職員にですね、生活で困っているということを、実はなかなか相談に来てもらえないという大変なんですけれども、そういう方も結構おみえになります。そういう中で県の福祉事務所を間に挟むことによってですね、気楽に内部事情、家庭の事情を、なんていうんですか、話していただけて、そして、生活保護等に結びつけていけるというようなことが、非常に私ところの場合は多いということがあります。そういう中でですね、一つは私も福祉の担当を長くやらしていただいた時にですね、その時にだいたいうちの生活保護のケースが当時で60から70ぐらい、実はありました。

それは単に生活保護をとということでございましたが、先ほどいろんな社会福祉的な支援があるわけでありまして。そういう中では福祉事務所の、その当

時は県の方でしたけれども、その方と一緒にいろんなさまざまな方法の中で、公的支援が受けられるように、なんていうんですか、対応策をいろいろやらせてもらった経過があります。

それもですね、やはり直接あなたどうですかという町民の方に、我々が投げかけるよりか、ある時は福祉事務所の方がですね、どうですかって、こう投げかけていただいた結果、60いくつやったやつが、40数世帯までにですね、下がっていったという経過があります。そのことを思いますと、ダイレクトに我々がその業務を担うことがいいのかなというのは、ちょっと迷うところがあるわけでありましたが、近年ですね、実は一時生活保護世帯も、先ほど言いましたように、40数世帯まで減っていたんですけども、今、80数世帯までまたなんていうんですか、増えているという、そういう実態がございます。それはですね、特に高齢者の方が多いということの中では、実は高齢者だけの世帯で、ご家族の方が東京とか大阪におみえになるんですけども、現実の話としては、その方たちが生活のこちらのご両親の生活の面倒までは大変苦しいというようなことの中で、高齢者世帯の生活保護が増えてきているといった実態も実はございます。

そういう中でですね、我々としてはその状況を把握しなければならない。把握して手立てをしていかなければならないわけでありましてけれども、正直申し上げて、直接関わるのがいいのかですね、ワンクッションおいて県の方に関わっていただくのがいいのか。そこら辺のところもですね、見極めながらですね、対応というのは考えていかなければならないと。

しかし、それだけではございませんので、いろんな福祉施策がございます。それらについても直接的にサービスが提供できる、そういうメリットのほう大きいというふうにも考えますが、先ほど申し上げましたような、いろんな諸問題がありますので、それらをクリアーをどういうふうにしていったらいいのか。今から研究をさせていただく中でですね、将来おっしゃっていただいたように、県から直接的な市町へですね、そういう窓口を移していこう

という考え方に立っているというふうに思っておりますので、その受け皿が整備できるようにですね、我々も努力していかねばならないと、そのように思っておりますので、さまざまな課題があると思います。

また、ご意見やご支援賜りたく、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員、再質問はございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 自治体規模でいけば明和町は大きいほうですよ。熊野市、尾鷲市、鳥羽市さんよりもずっと人口規模も大きくてですね、過去において事務所が設置されておったところと、また、新しくやっていくというのは非常に新しいことをするのは、大変怖いものでございますけれども、小さな市でできていることが、明和町もできないこともないというふうに思いますので、しっかりと検討していただいて、明和町の福祉にしっかりと充実させていただくよう、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

3点目にいきます。子育て支援策としての病児保育施設、送迎サービスの事業展開を求めているというふうに思います。仕事をしていると、保育所から子どもが熱を出しているのを迎えに来て欲しいと連絡がくる場合があります。ただ、どうしても仕事を休んだり、中断できないという時に、代わりに迎えに行き、子どもの面倒をみってくれるサービスがあるとありがたいとの相談がありました。

多世帯で一緒に生活してみえる家族でも、おじいちゃんやおばあちゃん、それぞれ仕事に従事してみえる家族では、大変このお迎えというのは難しい時があります。まして核家族世帯では、当然の課題であり、子育てを経験してきた人なら、ほとんどの方が経験をしてきたのではないかなというふうに思っております。

これ福井県の福井市、芦原市、境市が、福井創生人口減少対策戦略に向けました地区意見交換会の中で、同様の意見がのぼりまして、その後、福井県

が国に提案をしたところ、国が制度化をしたとのことでございます。これは国が3分の1、県が3分の1、市町村が3分の1の補助で行う事業で、福井県ではもう予算化をされているそうでございます。

事業名は病児保育施設送迎サービス、発熱等で保護者が迎えにいけない場合に、幼児保育事業者がタクシーで送迎して、施設で預かるというものです。実施主体は市町村で、まずモデルとして1箇所で行うというふうに聞いております。また、それぞれの保育所、こども園、幼稚園に現状、看護師資格を持った方を配置できない、こういう現状において病児保育の体制整備の整うまでの補完事業として、役立つものだというふうに考えますので、我が町明和町でもきっとニーズが高いサービスであると思われますが、中井町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 北岡議員がご指摘いただいた件につきましてはですね、病児保育事業実施要領というのが、実は今年のこの5月にですね、国のほうから厚労省のほうからですね、通知をいただきました。

今年の4月1日に遡ってやりなさいということでした。その中に先ほどご指摘いただきました、送迎対応というのがですね、項目として上がってまいりました。病児・病後児の保育の関係につきましては、私ども実は定住自立圏で松阪市さんと、それから、伊勢市さんともさまざまな連携をやっ払いこうということで、取り組みをいただいております。

その中で現在、病後児の方の登録がですね、今、伊勢、松阪あわせまして、23人が登録をいただいております。従いまして、その体制整備というのは必要だというふうに思いますが、先ほど言いましたように、定住自立圏の関係もでございますので、明和町だけでというよりは、少しまいりませんが、松阪市、伊勢市、そして構成市町のほうとですね、連携をとりながらその対応策というのを考えてまいりたいと思います。

ご指摘のようにですね、親御さんが急に来られない。緊急の場合は、救急

車を呼ぶわけでありますが、それほどでもないというような場合の対応としての取り組みということで、需要としてはあるのかなというふうに思いますので、先ほど言いました広域的なというのは、受入体制が実は小児科の先生が少のうございますので、私とこだけというわけにはまいりませんので、連携を図りながらやっていきたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員、再質問はございませんか。

○10番（北岡 泰） 広域連携の関係もあるというのは、理解できますので、十分ご議論していただきたいというふうに思いますし、国のほうの方針でございまして、しっかりと対応していただきたいというふうに思います。

現状ですね、年間にどのぐらい途中で、お預かりになってですね、子どもさん、ごめんね、これ質問項目に入っていないかもしれませんが、その数字というのは確認していますか。緊急にちょっと子どもさん迎えに来てくださいねとか言って、熱出しましたとか言って、親御さんにどのぐらいの連絡を回数とってですね、それで、子どもさんを迎えに来れたか、来れなかったか。もしなかったら、一遍そういうものも掌握してですね、一緒に協議をしていただきたい。もともと病気をもってみえる子どもさんの場合、それと、急に発熱をするという子どもさんがおみえになりますよね。保育所におったり、こども園におったり、さまざまところで子どもというのは感染をしますのです、急に発熱をする。親がもうまったく考えてない時に熱を出したりすることもございますので、それとか、ひきつけとかですね、そういう時にどういう対処をしているのか、現状の数字の把握というのも、是非していただいて、それをもって是非、広域の中でですね、話し合いをしていただきたいというふうに思いますので、是非その数字の把握よろしく願いを申し上げます。

4点目、学習支援が必要な中学生や高校生を対象とした学習支援体制づくりを求めたいというふうに思います。地域住民の協力を得た、地域未来塾と

いう取り組みが今、始まっております。これは経済的な理由や家庭の事情などにより、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身につけていない中学生や高校生などへの地域と学校の連携共同による学習支援を実施するもので、教員を志望する大学生などの地域住民、また学習塾などの民間教育事業者やNPO等の協力によりまして、多様な視点からの支援が可能となるものでございます。

これについても国のほうが3分の1、県は3分の1、市町村3分の1の補助事業で、学習を指導するための人材に対する謝金や消耗品が、主な経費でございますが、会場を借りて実施する場合の経費も、この補助対象となっているようでございます。学習機会の提供によりまして、貧困の連鎖を断ち切る取り組みでもございます。明和町でも取り組んでいかなければならないと考えますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 惠三） 今、北岡議員さんから地域未来塾という、貧困家庭の子どもたちとか、いろいろ経済的な事由によって、学習状況が悪化し、そういう子どもたちのための学習機会を与えるという中身で、地域未来塾というのができておるということは承知しております。文科省では、国の事業では学校、家庭、地域の連携教育推進事業の一環として、昨年度からその支援をしていこうという取り組みでございましたけれども、三重県では今年度からその取り組みを進めていこうということでございます。

本町については、その採択は受けておりませんのですけども、これは以前から各市町等々で事業としてやられていた中身であります。それへの支援が主なものに今年はなっているような気がしております。

明和町においてもですね、これは学習支援としましては、小学校、中学校夏休み中に、補充学習ができる学力アドバンス事業というのを実施しております。それと、もう1つ昨年から皇學館大学の学生さんと連携しながら、小学生授業の対象なんですけども、宿題とかプリントを見たりとかいう中身

で、大学生を講師として、夏休み子ども学習教室というような形で実施はさせていただいております。

それを普段の中学生にどういうふうに結びつけていくかというのは、課題でございますけれども、そのような事業についての延長上として、まず小学校から中学生へと進めていく方法はあるだろうかなと思っています。

1つはある特定のですね、条件をつけてしまうと、なかなか生徒に受入れられないような現状に、これまでもありました。以前もずっと20年前にやっていた事業がありましたですけども、いつも破綻していくという事業ですので、広くこういうことをやっていますよということを、実際に示しながら、民間の方々、それから大学生、地域の方々の協力を得ながらですね、そういうものについて、機会を導くように検討していきたいと。誰でもそういう事業も、県の事業は受けられるようでしたら、それに申請していこうかなというふうな考え方も今、持っております。検討していきたいと思っています。以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員、再質問はございませんか。

○10番（北岡 泰） 是非、進めていただきたいというふうに思います。教育長が言われておるのは、義務教育課程のお話がメインだと思いますけど、高校生まで対象として広げていただいて、是非、前向きな検討というか、推進をしていただきたいというふうに思います。現状、三重県では津市さんがされております。事業名は学習支援ボランティア事業ということで、三重県では子ども家庭局子育て支援課というところがしてみえる。キーワードとしては民間事業者の委託ということで、平成25年4月から開始をされているということで報告が上がっております。

小学生、中学生義務教育対象に対しては教育長の範疇内なんですけれども、生涯学習の意味でも、小学校、義務教育が過ぎてから高校生がきちっと卒業してですね、社会へ育っていく、大学へ進学できる、そういう体制づくりを

やっぱりしていかないかんのやないかなと。途中でやっぱり退学をしたり、
抜け落ちていかないように、学習の面だけでもですね、ちゃんとサポート体
制をつくるということが、僕は必要ではないかなというふうに思っておりま
すので、ありがとう、教育長またしっかりと取り組んでいただきたいという
ふうに思いますので、よろしくお願いします。

次にいきます。5番目が地域で取り組むひきこもりの社会復帰支援を求め
ていきたいというふうに思います。現役世代の不就労、引きこもりの増加は
地域の活性化を妨げるだけではなく、高齢家庭の負担となっておりま
す。地域で就労できずに引きこもっている実態を調査し、支援策の実施が今求め
られています。厚生労働省ではひきこもりを、さまざまな要因の結果として、
社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭に止まり続
けている状態と定義をされております。

それが、今、全国で約26万世帯にのぼるというふうに推計をされておりま
す。また、近年ではひきこもりの高年齢化が進んでいます。全国ひきこもり
KHJ親の会、家族会、連合会というふうにいるんだそうですが、この調べ
によりますと、ひきこもり始める年齢が横ばい傾向にあるものの、平均年齢
は上昇傾向にあると。最近ではいったん社会に出てから挫折したことで、ひ
きこもり状態になる人が増え、高年齢化に拍車をかけています。また、年齢
が高くなるほど抱える家庭の負担は重くなり、支援が難しくなっている状況
でございます。

問題はひきこもりを抱える親が既に高齢化しており、本来、親の世代が年
金を受給するなど、社会保障の恩恵を受けている世代のはずが、こどもが社
会復帰できない、または不就労の状況が続き、はては生活困窮に至る世帯と
なることが予想されています。

秋田県の藤里町の例を取り上げさせていただきます。藤里町では平成17年
度地域福祉トータルケア推進事業を、福祉でまちづくりとして、地域福祉の
推進に取り組んでこられました。平成22年度には、在宅のひきこもり者、不

就労者等を対象に、支援する人もされる人も共に集える場所として、福祉拠点コミットを、毎年コミット感謝祭を開催しており、障がいや年齢に関係なく地域交流の場として、200人以上が参加しております。ひきこもり者、不就労者、障がい者が提供する手打ちそばが自慢の食事処コミットでは、平成25年から香川県で讃岐うどんの技術研修を受けて開発した、コミットうどんというのを提供されておるそうでございます。

また、社会福祉協議会が事業をつとめるシルバーバンク事業は、既存の福祉制度では答えられない地域住民のニーズに対応しています。そこに在宅のひきこもり者や精神障がい者が登録するコミットバンク事業が誕生、課題を抱えた若者がシルバーバンクに登録する高齢者と共同作業を行うことで、世代を超えて支えあう地域づくりにつながることをめざしており、高齢化の進む地元地域において、コミットバンクの必要性は着実に増加していると評価されています。

地域の作業依頼に答えることで、ひきこもり者、不就労者、障がい者等の社会参加の機会として、地域住民と共に支えあう地域づくりへ貢献することができるよう、今、取り組んでおられます。

藤里町では平成23年にひきこもりの実態調査を独自で行いました。15歳から55歳の町民、ここの町は自治体が小さいもんですから、1,293人のうち113人が長期不就労状態でひきこもっていることが判明。その割合は8.74%にのぼり、半数以上は40歳以上であることがわかり、ひきこもりの高齢化が明らかになりました。このような取り組みはひきこもり、不就労者が社会復帰する前段階で、地域住民と共に地元に貢献できるような仕組みや施設をつくり、就労応援につながっているといえます。

明和町の現状と課題について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） ひきこもりの件でございますが、現実の話としてはなかなか実態をつかむというのが困難であります、昨年、一昨年とですね、

窓口のほうに相談に来ていただいております方もおみえになるということであり
ます。

その内容等々について、課長のほうからですね、今の状況等を含めて答弁
させていただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） それでは、明和町のひきこもりの相談の
実態について、ご報告させていただきます。

ひきこもりの相談実数は、本当に年々増えておりまして、平成26年度は8
件、平成27年度でも8件の新規の相談がございました。地域包括支援センタ
ーから障がい者生活支援センターへつながったケースや、広報を見て生活者
支援センターにつながったケースもございます。しかし、町内でのひきこも
りの実態については把握できていない状況です。

現在、家族相談を継続して実施しているケース、ご本人との面談を継続し
て実施しているケース、精神科の医療機関につながったケース、明和町で実
施しておりますデイケア等につながったケース、福祉サービスや福祉制度の
利用につながったケース、就労活動支援を実施しているケースなど、さまざ
まですが、障がい者生活支援センターを中心に、適切な機関と連携し、丁寧
な相談支援を重ね、ひきこもりの社会支援の情報提供をしたり、デイケアや
交流会を定期的に実施し、当事者の居場所づくりや交流づくりを推進したり
しながら、社会復帰できるように支援を進めております。

今後も広く住民にひきこもりに関する知識や理解を得ていただくための啓
発活動を継続し、いまだSOSを出すことができないご本人やご家族が、早
期に相談機関や医療機関につながることを重要であると考えております。そ
の上でご本人が社会との接点を持ち始めた時に、周囲が本人を偏見なく受け
入れ、社会で活動していくための訓練や交流の場などに円滑につながってい
くべきことが、これからの課題であると考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員、再質問ございませんか。

○10番（北岡 泰） これも実態がどんなふうなんかって、非常に難しいことだと思いますけれども、小さな町だからできたのかもしれませんが、明和町でも実態調査をしっかりといただいて、現状の課題等を把握しながらですね、このひきこもり対策を進めていただきたいというふうに思います。これが将来の社会の一つひとつ手を打っていく、大事なことだというふうに思いますので、取り組みをしっかりとお願いしたいというふうに思います。

6点目にいきます。明和中央線の現状と課題の確認させていただきたいと思います。町道前野坂本線2期工事分の整備が、今進みつつあります。気になるのが、明和中央線の明和町役場東交差点から有彌中交差点までの整備を、どのように推進していくのか。この間の道路拡幅法線及び近鉄線部分を現状と同じ平面交差で行うのかとか、またアンダーパスで行うのか、検討を始める時期の確認をさせていただきたいと思います。

前回の農業委員会で諮問された案件で、この明和中央線にかかる農地の宅地転用も出てまいりました。宅地造成されています住宅が建ってしまいますと、立ち退きの交渉も大変難しくなってしまうというふうに思われますし、立ち退き費用などの税負担も、これ増大をしてまいります。都市計画道路としての計画が設定できない現状もありますが、早期に検討着手し、道路法線など設定して用地買収などに取り組まなければならないのではないかなというふうに考えますが、現状の取り組みと課題について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 私もですね、明和中央線の残りを、いつやるんやということで、町民の方からたくさんお話をいただきます。ただ、現状、町の予算等の中身を見てみますとですね、早期着手ということは非常に困難であるというふうに理解をしているところです。ただ計画はあるが、じゃあいつからやるのという、その部分についてはですね、ちょっと現状を踏まえた

中で、検討をしていかなければならない重要な案件であります。この点につきましてですね、担当課長のほうから今までの若干の経過と、これから事業費も含めて、どの程度で構想が立てられるのか。概略だけですね、ちょっと担当課長のほうから説明をさせていただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） まち整備課長。

○まち整備課長（堀 真） 失礼いたします。明和中央線の拡幅工事につきまして、現在の概要につきまして、ご説明させていただきたいと思います。

明和中央線の拡幅工事につきましては、5つの工事区間に分かれております。第1工区といたしまして、県道鳥羽松阪線から県道伊勢小俣松阪線、急参宮街道までを第1工区とさせていただいております。第2工区といたしまして、県道伊勢小俣松阪線から勝見地区の中電の変電所付近ということの中で、近鉄の踏切部分を含むところを第2工区。そして、第3工区といたしまして、勝見中部電力変電所より明和町役場東交差点。そして、第4工区といたしまして、明和町役場東交差点から国道23号線、行部の交差点。それから、第5工区といたしまして、国道23号線から県道東黒部松阪線の区間とさせていただいております。

そのような中で、第4工区につきましては、平成11年度に事業着手をさせていただき、平成19年度に事業完了をさせていただいたところでございます。また、他の区間につきまして、第5工区につきましては、県道大淀東黒部松阪線、八木戸交差点から県道伊勢松阪線の根倉交差点区間につきまして、路肩整備を行い、道路規格によります3種4級、片側2m75cmの道路幅員から3種3級ということで、3mの幅員に拡幅をさせていただきまして、路側帯の整備を行ったところでございます。

また、県道との共有部分につきましては、昨年度より三重県松阪建設部におきまして、用地買収を行い、本年度より工事着手をさせていただく予定となっておりますというような次第でございます。

今回ご質問いただきました第1工区から第3工区につきましては、平成26

年12月議会で、中井議員から一般質問の中でご質問をいただきまして、町長がお答えをさせていただいたところでございます。現在、町におきましては、道路整備といたしまして、本郷勝見第2路線、済生会病院のアクセス道路でございます。それから、明星57号線、認定こども園の進入路、アクセス道路でございます。

それから、先ほど議員が言われました坂本前野線第2工区、須田自治会から坂本区間のこの3路線が、今、動かさせていただいておる路線でございます。こちらの3路線、完成の上で明和中央線の事業着手を予定しているところでございます。

ではいつごろ、この明和中央線の工事に着手ができるかと申させていただきますと、今申させていただきました3路線、これ国の補助金、交付金をいただきまして、事業展開をさせていただいております。この中で本年度におきましては委員会等でもご説明させていただきましたが、要望額に対しまして、35%ほどしか予算が確保できてなかったような状況でございます。その中で済生会のアクセス道路に、本年度6月補正におきまして、単独費の補正をして車道部を完成するような現在、事業を進めておるような状況でございます。

現在このままの国の予算配分では、この明和中央線の工事着手、いつ入れるのかというのは非常に不明瞭な状況が確認させていただくような状況でございます。また、近鉄の軌道区域内におきましては、概略設計におきましては平面交差ではなく、高架橋ということの中で、検討をさせていただいておる次第でございます。

ただ、先般行われました踏切道路改良の説明会というのがございまして、それに参加をさせていただいたところございますが、踏切の立体交差にはおおよそ工期が約10年、そして、今までの事例から申させていただきますと、費用的に平均で40億程度の事業が必要になってくる。

そして、また鉄道事業者から踏切の統廃合、こちらが求められる事例が多

いというふうなことで、聞かさせていただいております。それにまた統廃合等で地元の協議を要しますと、相当の時間がかかってくることで懸念されるような状況でございます。

今、議員が言われました第1工区から第3工区の明和中央線沿いでは、開発また分家の新築住宅等が建てられる計画がございます。今、申させていただきました明和中央線におきましては、都市計画道路の認定はされておられません。また、本線の決定もされていないような状況でございます。

また、現段階で都市計画道路の認定をしようとしたしましても、5カ年以内に事業着手をできない場合につきましては、なかなか県のほうが認定を認めていただけないというふうな状況がございます。そういうような状況の中で、先ほど町長が答弁させていただきましたが、第1工区から第3工区につきましては、この事業手法等につきまして、再検討させていただくことが必要であろうかというふうに考えておるような次第でございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員、再質問はございませんか。

○10番（北岡 泰） 悩ましい話だというふうに思いますね。財源もございませんし、ただ諦めてしまうのかということなんです。10年間高架橋かかるという、先ほどの40億でしたっけ、かかるというと、町長はもうおらんわな。そこら辺、非常に悩ましいなというふうに思います。ただ、今回はじめて教えていただいた、都市計画道路として設定した5カ年以内着手ということですが、着手というのは反対に言えば、土地の買収ぐらいが着手なのか、工事にかからないかんとか、かかり始めたら30年ぐらい放っておいてもいいとか、そこら辺のちょっと内容を教えていただけませんか。

伊勢なんかでもですね、都市計画道路をうって買収済んで、道路ができたというのは30年以上かかっておるとこ、ようけありますわ。そやで、そういう状況で進められるのか。そこら辺のちょっと考え方を、都市計画道路の考

え方を教えてください。

○議長（辻井 成人） 北岡泰議員の再質問に対する答弁、まち整備課長。

○まち整備課長（堀 真） すいません。今、都市計画道路について、ご質問いただきました。この都市計画道路の中ですね、問題になっておる5年というのはですね、その事業着手をさせていただくということになると、用地買収加味やというふうに思います。今、言わせていただいたこの3工区に分かれさせていただいておるのも、そういう観点の中からですね、この区間がおおよそ5年ぐらいでできる範囲であろうということの中で、事業着手ということに考えてさせていただいておるように思います。

ただ、この5年というのはですね、30年どうなんねという話もありましたが、そこら辺がいろいろと問題となっておる点でございまして、早い目に用地買収をさせてもらいますと、都市計画道路で用地買収をさせていただきましても、ただいつまで経っても工事が進まないじゃないかということの中で、いろいろと用地をご協力をしていただいた方から、ご批判をいただく中ですね、おおよそ5年程度で区切っていくという話の中で、事業着手をしていくという考え方で、今進んでいるというふうに考えておりますので、闇雲に何年もですね、用地買収をさせていただいて、放っておくというわけにはいかんというふうには考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員、再質問はございませんか。

○10番（北岡 泰） ではですね、第3工区だけでもですね、本線決めて事業着手をして買収始めるというのはできませんの、5年間で、そこら辺の考え方ですね、高架というのは10年かかるし、その40億もかかるっていうんやで、その先、県道から旧県道までですね、というのもまた宅地がたくさん建っておって、なかなか進めるのは難しいでしょうけど、役場東から変電所までやったら、まだまだ進めることができると思うんですけども、そこら辺の確認をもう一度したいと思いますけども。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の再質問に対する答弁、まち整備課長。

○まち整備課長（堀 真） すいません。今の話の中でですね、言わせていただいた1工区、2工区と、3工区という話の中で、例えば第2工区ですね、近鉄の高架橋をつくる場所をですね、現在のところで作るのか、それかもしくは違う場所にもっていくのかによりましてですね、今、言われておる役場東からですね、変電所の付近までの考え方もですね、変わってくるかと考えておりますので、その全体的な法線、1、2、3の全体的な法線を鑑みた中でですね、その第3工区ということの中で、あたっていないと、非常に難しいのかなというふうには考えます。

その中で、町長も答弁で申ささせていただいておるように、そこらも含めた中でですね、今後の検討ということの中でしていかなければならないのかなと考えておる次第でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員、再質問はございませんか。

○10番（北岡 泰） ある意味、法線決定をせないかんということですね。

そこら辺また大至急としていただいて、3工区だけでもですね、進められるような形でやっていただければなというふうに思います。現状の坂本前野線でもけつまずいたところがありますので、家が建ってしまってますね、なかなか前へ進まないという部分がございますので、なるべく早く少しでもですね、早期買収できる場所はですね、進めていただくような考え方で進めていただきたいというふうに思います。

すいません。次に自治体として取り組み推進をということで質問をさせていただきます。第1点目が国土強靱化基本法に基づく明和町の国土強靱化地域計画の策定を求めます。東日本大震災が発生してから、早5年が経ちました。東日本大震災の教訓を機に、平成25年12月に公布施行されました、国土強靱化基本法では、その第4条において、地方公共団体の責務を明記するとともに、その第13条において、都道府県または市町村は国土強靱化地域計画

を定めることができると明記されています。

この国土強靱化地域計画については、今後どのような災害が起きても、被害の大きさそれ自体を小さくすることが期待できるとともに、計画推進後は国土強靱化にかかる各種の事業がより効果的かつスムーズに推進することが期待できるため、国としては平成27年1月に、国土強靱化地域計画に基づき実施される取り組みに対する関係する府省庁の支援についてを決定。具体的には国土交通省所管の社会資本整備総合事業や防災安全交付金、また農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金、さらには消防庁所管の消防防災施設整備費補助金や緊急消防援助隊設備整備費補助金など、32の関係府省庁の所管の交付金、補助金などにおいて、支援が講じられるとともに、その交付の判断において、一定程度配慮されるというふうになっております。

しかし、この国土強靱化地域計画の策定状況につきましては、都道府県については策定計画済みが13都道府県、予定も含んだ計画策定中で32都道府県であります。市町村においては計画策定済みが9市町村、予定も含む計画策定中は24市町村に止まっており、今だに多くの市町村がこの国土強靱化地域計画を策定できていない状況にあります。

この国土強靱化地域計画の策定につきましては、今後も発生するであろう大規模自然災害から、町民の生命財産を守ることを最大の目的として、そのための事前の備えを、効率的かつ効果的に行うとの観点から、早急に策定公表すべきであると考えます。

そこで明和町におきましては、いつ頃を目途にこの国土強靱化地域計画を策定しようと考えているのか。またその内容等について、どのようなものを検討されているのか、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 強靱化計画については、実はまだ国のほうからですね、この5月に計画策定のガイドラインが、改訂版ですけれども、示されたばかりでありますので、正直申し上げて全然手をつけていないというのが現

状であります。強靱化計画と申しますのは、いわゆる明和町の自然災害に対する弱点、これがどこにあるのかという調査を、きちっとやりながらですね、それらに対する平常からのどういう備えをしたらいいかという、そういう計画でありますので、これからですね、まだまだ全国的にも進んでいないということではございませんけれども、我々もそれらの実態をですね、調査をしながら、いずれやっていかなければならない計画でありますので、ちょっと時期はじゃあいつ頃にやるということは、今、防災計画なりそういったものを今、進めておる段階でございますので、それらが一定の目途が立った地点でですね、さらに上の計画、強靱化計画でございますので、そこら辺の対応をしまいたいと、そのように考えております。

従いまして、時期はというたら、なるべく早急に対策を練っていききたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員、再質問はございませんか。

○10番（北岡 泰） 実は私もそのガイドラインを知りませんので、是非ですね、議会側にもですね、そのガイドラインを示していただきながら、どんなふうに進んでいくんだという工程的なもの、そういうのを一つひとつ手順を踏んでですね、私どもと共にこの強靱化計画の推進をしていただきたいというふうに希望しておきますので、よろしくお願いをいたします。

最後に、女性活躍推進法に基づく地方自治体の特定事業主行動計画の策定状況のお伺いをいたしたいと思います。女性活躍推進法が成立しまして、豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが、一層大事である。そのために以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進するというふうに言われております。

1 つは、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行

われること。

1つ、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。

1つ、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきことと定められております。

地方自治体は、先の基本方針等を勘案として、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定するようになっております。事業主行動と計画の策定では、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析として、1つ、女性採用比率。2．勤続年数男女格差。3．労働時間の状況。4．女性管理職比率等で、以上の状況把握分析を踏まえ、定量的目標や取り組み内容などを内容とする事業主行動計画の策定公表などを行います。この特定事業主行動計画、女性職員の活躍のための計画の策定は、本年3月末までに全ての地方公共団体において策定が必要とされており、内閣府令に規定する把握項目等により、女性職員の活躍の状況を把握分析し、その結果を踏まえ数字目標を含んだ行動計画を策定。

数値目標に対する取り組み以外の取り組みをふくめ、積極的かつ主体的に各課題の解決に向けた多様な取り組みをとりあげ、これからの取り組みを総合的に進めていくことが効果的とされております。

なお、策定にあたっては、トップによるリーダーシップの発揮が重要であり、職場の的確な事情把握が重要とされております。3月、1つの機会を過ぎまして、男女共同参画計画とあわせて女性活躍推進計画を策定されておられるとのことでありましたが、また、この第5次明和町総合計画、この後期計画においても男女共同参画の推進の中に、この計画を明記されていなければ、本来の意味合いにならないというふうに思いますが、町長その間、大変な状況でございましたけれども、最終的には公表せないかんというふうになっておりますので、いまだ公表されておられませんので、お示しをいただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 北岡泰議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 今、ご指摘いただいた女性活躍推進法は、昨年8月に成立したということでございます。推進計画並びに行動計画というのを策定なさいと。そして、その行動計画については公表なさいとということでございます。一般企業に対する啓発はともかくとして、先ほどご指摘いただきましたように、事業主としての町の計画というのは、一応ですね、明和町の特定事業主行動計画ということで、4月1日付けで一応策定はさせていただきました。

その中身について、総務課長のほうからですね、計画の主な内容について発表させていただきたいと、そのように思います。ただ、推進計画そのものはですね、まだ、先ほど言われましたように、全町的な事業主に対する啓発活動も含めての話かなということで策定はしておりません。行動計画のみでございますが、これは事業主としての1つの責任ということで、策定をさせていただきましたので、その内容について課長のほうから答弁させていただきたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（西田 一成） 失礼します。町長が申し上げました、事業主行動計画につきまして、概要の報告をさせていただきます。原則としまして、事業主の考え方なんですけれども、町長部局、教育委員部局、議会事務局、各行政委員会とそれぞれ任命権者単位で策定をするものでございますけれども、本町の場合につきましては、人事管理が採用から配置、育成、登用に至るまで一体的に行われておりますために、連名で策定をさせていただいております。この計画期間といたしましては、議員申されましたように、4月1日から平成33年3月31日までの5年を計画とした、第1次計画でございます。

それから、先ほど来、ご報告いただいておりますように、行動計画の数値目標を定めるために、その女性職員の嵩上げに関するさまざまな現状を把握して、それぞれの項目について、課題分析を行い数値目標を立てさせていただいております。

それで、公表につきましてもですね、これは内閣府男女共同参画推進局の推進課から三重県を通じましてですね、全国に照会がございまして、4月6日付けで照会がございまして、それぞれの割合につきまして、当町も調査に対して回答をさせていただいておるところでございます。それを受けまして、国のほうがですね、全国的な公表を行う。

それから、いくつかをピックアップしてですね、国の聞き取り調査なども今後行われる予定だということで聞いております。事業主計画については以上でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員、再質問はございませんか。

○10番（北岡 泰） 事業主計画というのは、国に報告するということであって、明和町のホームページに公表するとか、そういうことはなくていいんですか。そこら辺の現状と、その中身ですね、よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の再質問に対する答弁、総務課長。

○総務課長（西田 一成） この事業主計画、行動計画の公表につきましては、国のほうに報告をしまして、国が全国的な取り組み状況を公表するということで、それぞれの市町が、それぞれの市町につきまして、ホームページでですね、その事業主行動計画として公表しなさいというところの公表という捉え方ではないというふうに思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員、再質問はございませんか。

○10番（北岡 泰） この部分に関してもね、明和町が自分ところの自治体の中で報告する義務はないみたいな形になっておるんかもしれませんけれども、明和町は一つの事業主として、町が自治体が、事業主として行動計画を策定しました。町全体の推進計画を進めていきますと。明和町のさまざまな事業、あえて一定規模があると思うんですけれども、そこに対してですね、こういうふうですよというのは、やっぱり明和町の考え方として、どっかで

まとめてですね、報告せないかんと思いますし、考え方を相手に指し示さないかん事業主に対してね。そう思いますので、現状の行動計画もですね、どこかで表へ出していかないかんというふうに思います。

明和町は、こう考えていますけれども、そして、推進計画の中で皆さん方のご協力を得たいと思います、皆さん方どうですかというふうにやり取りをしていくためにですね、どっかでオープンにいかないかんというふうに思います。国が出して、国がオープンにしているから、もうよろしいんですわじゃなくって、その中で明和町全体の女性活躍推進法に基づく流れは、こうですよというのを周知をしながら、事業主の行動計画を立てていきましようというふうに働きかけていくのが、本来の筋ではないかなというふうに、私は思いますので、是非そこら辺の取り組みもですね、検討していただきながら、この明和町における女性活躍推進法、豊かで活力ある社会の実現を図るためだというふうに思っていますね、頑張ってくださいたいというふうに思います。

何か相談でございますか、違いました。よろしいですか。と思いますが、町長なり総務課長なり、はい、よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の再質問に対する答弁、総務課長。

○総務課長（西田 一成） 失礼します。推進計画につきましては、議員のほうからご審議をいただいておりますが、これは事業主行動計画は義務ということで、計画を策定しなければならないということになっております。推進計画につきましては、一応、努力義務という形になっております。これは法律の制定とですね、この4月1日から始めていく中でですね、議員申されますようにですね、町内にですね、問題をですね、投げかけていく上においてもですね、町としましても一つの事業主として、こういう目標でこういう計画ももってやっておって、現在こういう状況ですと、町内の一定の企業の皆さんも、よろしくお願いしますというような形でですね、公表することをですね、前提として今後取り組んでいきたいというふうに思いますので、

よろしく願いをいたします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員、再質問はございませんか。

○10番（北岡 泰） さまざまな質問をさせていただきましたけれども、これ3月の分の持ち越しでございますので、これから体調を崩さないように、町長、よろしく願いを申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、北岡泰議員の一般質問を終わります。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。横の時計で、11時まで。

（午前 10時 45分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11時 00分）

2 番 西 岡 厚 議 員

○議長（辻井 成人） 2番通告者は、西岡厚議員であります。

質問項目は、「町民バスの今後の運行運用について」「選挙権18歳への引き下げについて」の2点であります。

西岡厚議員、登壇願います。

○2番（西岡 厚） 議長より登壇のお許しをいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。よろしくお願いします。はじめに熊本の震災で亡くなられた方々へのご冥福と、今もなお被災されている方々の1日も早い復興を心より願っています。

まず町民バスの運用運行について、お聞きします。全国的に見ても、町民バスなどの運用は市町にとって、財政的に厳しい取り組みになっていると思います。廃線を決断された市町もあるようですが、無くなっては生活に支障が出てくる方々もいるのも事実だと思います。以前、委員会でもお話がありましたが、現在の明和町での町民バスの運用運行、利用者数などの状況を教えてください。

それと、町民アンケートなんかの内容なども教えていただければ幸いです。よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 西岡議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 今、西岡議員のほうから町民バスの運用等についてのご質問をいただきました。

よく言われますが、空気を乗せて町内を走っておるやないかということなことも言われておりますが、現在の町民バスは大淀、上御糸、下御糸地区を巡回する北路線、それから斎宮、明星地区を巡回する南路線、この2路線を2台のバスで運用をしております。ただ、最近ご案内のように、明星駅からイオンまでの直通の無料バスが運行されました。

従いまして、以前と町民バスの利用者が町民バスだけの利用者というのが激減しているというような状況でありますけれども、先ほどご指摘いただきましたように、無くなってしまっては困るという方々も、大変増えてきております。

そういう意味で、昨年、実施をしましたアンケート調査等々も含めて、担当課長のほうから今の利用状況、運用状況、そしてアンケートの調査結果等につきまして、答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） それでは、現在の町民バスの運行、利用者の状況につきまして、ご報告させていただきたいと思います。先ほど町長の話にもございましたけれども、町民バスは2路線、2台で運行させていただいておりますけれども、1循環が所用時間といたしましては、約2時間かかっておりますが現在の状況でございます。

町民バスの利用者数につきましては、町民バスは平成19年11月から運行開始をさせていただきましたんですが、年間約、延べで約4万人ほどの利用者がございます。平成25年度がですね、年間で約延べ3万9,000人でしたが、平成26年度は延べ約2万7,000人ということで、前年度と比べまして30%の減ということになっております。

27年度はですね、ほぼ横ばいでございます。特にですね、この26年度に減した要因といたしましては、平成25年11月からですね、イオン明和への無料シャトルバスが運行されたということで、大幅に利用者数が減りました。昨年ですね、町民が利用しやすく、よりよい運行をするために、基礎資料とするためにですね、アンケートを実施いたしました。

アンケートの用紙と回収箱をですね、公共施設やコミセン、あるいは町内の病院等にですね、ご協力をいただきまして、町内18箇所に設置させていただきまして、アンケートにお答えいただく形で、実施させていただきました。アンケートは394名の方の回答をいただいております、回答につきましては、町内にお住まいの方だけではなくてですね、町外にお住まいの方々からもいただいております、町外の方も利用されているというようなことを伺わさせていただきます。

また、利用したことがないという方もですね、からも回答をいただいております。

りまして、利用目的といたしましては、やっぱり駅までのアクセス、あるいはスーパーへの買い物で利用される方が多く、また通院に利用される方も多い状況でございます。利用しない理由といたしましては、やはり運行時刻と本数の関係が多くを占めておりました。

利用したい目的地は、やはりスーパー、病院で日常生活に密着していることが伺えます。利用したい時間帯につきましては、やはりお昼前が多く、買い物に利用されるということだと推測されます。

また、2番目には8時から9時というのが多くてですね、通学、通勤に利用されている方が多いようでございます。

自由意見といたしましては、やはり本数を増やして欲しいというのが、多くを占めておりまして、目的地への所要時間が、先ほど現在2時間かかっているということでございますけれども、所要時間がかかりすぎるという意見もいただいております。

やはりですね、交通手段を持たない若年層と高齢者が多く利用されているということで、より利便性を向上させるためにはですね、本数を増やすということと、現在、バスが回っていないスーパーとかですね、病院へ運行経路の変更など見直しが必要ではないかという結果で、廃止するというのではなくてですね、やはり利便性の向上を図る方向でですね、検討していかなければならないというような結論を、判断をさせていただいたところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

西岡議員、再質問はございませんか。

○2番（西岡 厚） ありがとうございます。アンケートの内容で、やっぱり1ルート時間が非常にかかるだったりとか、本数が少ないというふうなこともあると思います。各地域、大淀、上御糸、下御糸や斎宮、明星、その地区、地区によって行きたいところが違ったりであったりとか、目的は買い物だったりとか、病院へ行かれるだったりとかというふうなことで、目的は一

緒なのかわからないですけど、行きたい場所が違っていたりとかするというふうなことも、アンケートの中から読み取れると思います。

利用者数の推移だけを見てみると、無料シャトルバスの運行が始まってから、町民バス自体の利用者数は激変しているんだと思いますけども、全体的にバスの利用者というのを見てみると、シャトルバスと町民バスの総体的に見てみると、利用者数というのはすごく増えている数字が出ていると思うんです。

ということは、利用しないよというふうなアンケートもあるとは聞きましたけども、目的さえしっかりすれば、利用者数というのは増えているし、利用したいと思っている方というのはたくさんみえると思います。その中でシャトルバス、無料というふうなところもありますけども、シャトルバスと町民バスとの違いがどこにあって、町民バスがどういうふうに劣っているのか、ニーズに応えられてないのかというふうなことを、どういうふうにかえるかというのを教えてください。

○議長（辻井 成人） 西岡議員の再質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 無料シャトルバスとの違いということとでございますけども、やはりご承知のとおり町民バスの利用者は、横ばいということでございますけども、シャトルバスの利用者は増えておりまして、町民バスとあわせても、全体としては増えているような状況ではございません、利用者のほうがですね。

無料シャトルバスの利用者は、町外からの利用者もそうなんですけども、町外からの利用者も多くですね、特に交通手段を持たない高校生とか、中学生が多くを占めているようでございます。

町内の方も高校生や中学生に限らずですね、多くの利用されているような状況でございます。やはりシャトルバスはですね、やっぱり目的が決まって利用できるということですね、駅から目的地まで直通であるということですね、9時から約夕方6時ぐらいまで、ほぼ1時間1本運行されていると

ということでですね、利用者にとってですね、大変利用しやすくなっているということは何えることでございます。

そういうような町民バスの違いがあるのかなと感じております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

西岡議員、再質問はございませんか。

○2番（西岡 厚） シャトルバスというのは直行便であって、時間も早いし、そこへ行きたいというふうな目的がはっきりしている、本数も多いというふうなところで、やっぱり町民バスと比べると、利便性というふうなところでは、優位に立っているし、町民バス自体がそれに対応するというのは、なかなか難しいとは思いますが、町民バスをこれからも運行していくという中で、シャトルバスとのなんていうんですか、相互じゃないですけども、うまくかみ合わせていくような、考え方だったりとかいうのはないのか、ちょっとお聞きしたいんですけど、よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 西岡議員の再質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 今回ですね、町民バスの経路等の見直しを、検討しておるわけでございますけども、シャトルバスも一つの町内を走る移動手段の1つとしての考えの中でですね、シャトルバスも含めてですね、シャトルバスは明和病院、明星駅、役場、イオンということでございますけども、そちらの停留場でですね、町民バスでそちらへ向いて、そこからシャトルバスに乗り換えるというような、そういう町民さんにとってもですね、より利便性の伴ったですね、運行、町民バスの経路なり運行をですね、一つ考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

西岡議員、再質問はございませんか。

○2番（西岡 厚） 無料シャトルバスがそれだけ利用者数が多いバスが明和町内に走っていますので、そこをうまく利用するというか、うまく話し合えるのかどうか分からないですけども、うまく明和町の町民バスも時

間帯だったりとか、こう利用してもっともっと明和町の町民バスも使っていただけるように、したっていけるように、時間帯だったりとかのは、考えていただきたいなと思います。

先ほど2台で今はバスの運行をされているというふうな、2路線でやられているということですが、今後そのバスの台数を増やして、ルート本数だったりとか、増やしてもっと利便性をあげていくという考え方はありますか。よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 西岡議員の再質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 先の教育厚生常任委員会協議会、あるいは全員協議会でもご報告させていただいておりますけども、アンケートの結果を踏まえましてですね、本年10月の運行開始を目的にですね、見直しを検討しておりまして、運行形態とかですね、車両の大きさ、あるいは運賃とか、シャトルバスの関係などですね、総合的に検討を行いましてですね、現在、回っていない箇所への乗入れ、スーパーとか病院等ですね、乗入れも考慮しつつですね、路線の見直しをしてですね、所要時間短縮をですね、図るとともにですね、バスの台数を1台増やしてですね、3台での運行をということですね、させていただいて、より本数をですね、増やす考えを検討しております。以上でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

西岡議員、再質問はございませんか。

○2番（西岡 厚） 委員会でも発表はありましたけども、2台から3台に増えると。ルートは2ルートから4ルートに増えるということでよろしかったですかね。1ルートの所要時間も2時間から1時間程度に少なくなるということで、町民さんの不安な部分というのも、これでより解消できていくんじゃないかなと思います。ただ、最終的な目的地に行くのに、乗り継ぎをしたりとかいうことで、多少時間はかかるんだと思いますけども、そこから違う場所へいったりとかいうふうなところで、すごく利用はしやすくなると思い

ます。

その中でですけども、どうしていくかというところで、お聞きしたいんですけども、その中でも特に利用者数の少ない停留場なんかは、これからどういうふうに考えていくのか。少ない利用者がいくら少ないといっても、乗られる方がおるんだったら、止まってあげたいなというのはありますけども、やっぱりシャトルバスとの戦いというわけじゃないですけども、無料バスとの比較があったりとかで、利用者数をこれから増やしていくのに難しい問題もたくさんあると思いますけども、そういった利用者数の少ないところから、もっともっと利用者数、利用したいよという方が多いところへ、停留場をつくっていくというのも、この町民バスの運営をしていく、今後運営していく中で、考えていかないといけないことだと思いますし、やっぱり利用者数はどんどん増えていかないといけないと思いますので、その利用者数の少ない停留所はどうしていくかというふうな考え方も、ちょっとお教えてください。

○議長（辻井 成人） 西岡議員の再質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 利用者の少ない停留所でございますけども、やはり利用者がいる以上ですね、その停留所を廃止するという考えはもっておりません。ただですね、ルートも路線も変更する部分がございますので、場所によっては停留所の位置を変更するということも、考えられますけれども、基本的には停留所は今現在の停留所は廃止しない、バスの変更は若干出てくるかと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

西岡議員、再質問はございませんか。

○2番（西岡 厚） 停留所というのは、やっぱり廃止してかないということですけども、今後、今回これ10月だったかに、運行の変更があると思うんですけども、これからまた1年、2年と運行していく中で、また変更もしていけないといけないと思いますけども、そういった時には、苦渋の決断でしょうけども、そういったところも統合していくというわけ、統合していくよ

うな形で、より利用者さんのニーズにあうように、時間短縮ができて、なおかつ利用者数も増えていうふうな形の流れをつくっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

それと、バスの内容というか、バスのことなんですけども、車両というんですかね、車椅子の利用者、車椅子利用者への対応なんかを考えた車両をつくれるというふうな考え方があるのか。それは別のふうな対応をしていくんだというふうな考え方があるのであれば、そこもお聞かせください。お願いします。

○議長（辻井 成人） 西岡議員の再質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 車椅子対応の車両といいますと、改造費等も経費的のものもございますけども、別途ですね、現在、法改正がございまして、バスの運行については、そういったバリアフリーの設備を装備しなくても構わないというような改正がございまして、そこら辺を考慮させていただきましてですね、今、考えておりますのは、車椅子利用者につきましては、別途ですね、予約制をとらしていただいて、バス停から目的地のバス停まで、別途送迎させていただくというような方法で、対応させていただきたいなということで考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

西岡議員、再質問はございませんか。

○2番（西岡 厚） 車両バス、バス自体を福祉車両にするというのは、すごく費用もかかることでしょうし、大変なことだと思いますので、そういった別の対応でやっていただけるという形をとっていただけるのであれば、車椅子の方なんかも安心して使っていただけるのかなと思います。

次ですけども、次というか、バスのお話なんですけども、以前に大淀の自治会より伊勢市のおかげバスの乗入れのお話があったと思いますけども、今現在というか、これからですね、伊勢との協議がどうなっているのかというのを教えてください。

○議長（辻井 成人） 西岡議員の再質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 伊勢市はコミュニティーバス、おかげバスでございますけども、現在、東大淀町の大堀川橋の手前まで、ルートがございまして、大淀地区の自治会からですね、山大淀まで延伸をとということで、ご要望いただきまして、伊勢市との協議もですね、昨年度からさせていただきまして、既に伊勢市と協議も行い、合意に至っております、今年の10月からですね、運行開始を目標にですね、手続きを進めさせていただきたいと思っています。

町民バスの見直しの運行開始と同時にですね、おかげバスの延伸についてもですね、お話をさせていただきたいと思っています。これまで2回、伊勢市との協議を行いましてですね、バス停をですね、大淀と山大淀の2箇所設置ということで、協議で決まっております。大淀バス停は、森田ダスキンでございます。山大淀は旧山大淀バス停でございます。ダイヤとか能率の調整協議も行っております、10月からの運行ということで、今のところそういうスケジュールで協議が進んでいるところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

西岡議員、再質問はございませんか。

○2番（西岡 厚） 協議ありがとうございました。10月には乗入れも実現するというので、大淀地域の方は、今までは東大淀のバス停まで歩いていかれて、そこから伊勢市のほうに行っていたというふうなところがありますので、出た要望なんですけども、これで大淀の方も伊勢のほうへ行きやすく、より行きやすくなるんじゃないかなと思います。ありがとうございました。

反対にいうと、伊勢からこちらへ入ってこられる方というのも、みえると思うんです。先ほど町民バスとの相互性というか、時間帯の調整もさせていただきますということでしたけども、大淀ルートで走っていて、たぶん明和のイオンまで行かれると思うんですけども、基本的に伊勢から来られる方は、イオンへ行きたいという方だったりとか、あとはハートセンターですか、ハ

ートセンターにもバスが通っている、今回、停留場ができるんで、そこら辺うまくリンクはさせてもらっているのかなとは思いますが、時間帯とかの調整というふうなところで、どういうふうになっているかというのは、ちょっと教えていただきたいです。

○議長（辻井 成人） 西岡議員の再質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） おかげバスと町民バスの乗り継ぎについてでございますけども、やはり伊勢市の方にとってはですね、イオンのほうへ行きたいというようなことでございますけども、実現すればですね、伊勢市の住民さんにとっても、大きなメリットがあるということが考えられます。ただですね、おかげバスは現在、3往復運行されておりまして、それぞれのバスの車両の運用とか、ダイヤの関係でですね、どうしても町民バスとの乗り継ぎがスムーズにできるのは、そのうちの1本が限度でございます。一応1本については乗り継ぎで、そのままおかげバスへ乗っていただいて、大淀へ行かれて、イオンへというような運行の時刻設定で調整をさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

西岡議員、再質問はございませんか。

○2番（西岡 厚） ありがとうございます。そういった時間帯をちょっと調整していただいて、イオンさんが使える時間帯で、イオンさんへ行っていただいて、帰りは町民バスを使って、また、大淀のバス停まで戻ってこれるというふうな形で、たぶん時間調整はしていただいていると思いますので、よりちょっと利用者さんが増えるように、PRというか、伊勢市の方たちにも周知をしていただけたらと思います。

それとですね、伊勢市のおかげバスと明和町の町民バスというのは、確か利用するための料金が違ったような気がするんですけども、その点はちょっとどういうふうにかちょっと調整されるのかなというのを、ちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（辻井 成人） 西岡議員の再質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 明和町の町民バスの運賃は、現在100円でございます。伊勢市のおかげバスにつきましては、基本的にはおかげバスは200円が運賃でございます。ただ、65歳以上の方については、100円ということをお聞かせいただいております。そこら辺のどうしていくんかということでございますが、現時点ではですね、10月時点ではですね、現状の金額でですね、そのままでいかさせていただきたい。それで、総合的にですね、運賃が違う部分については、今後どうしていくかというのは、それ以降のまた伊勢市とのまた協議も続けていきたいなということでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

西岡議員、再質問はございませんか。

○2番（西岡 厚） すいません。僕も自分で聞いたものの、その通りだと思います。今後、協議をしていただいて、料金的なものをどうしていくのか。明和町自体、伊勢市にあわすということになると、ちょっと上がっちゃうというふうなことになりますし、財政上、結構厳しい問題やと思いますので、上げたいと思いますけど、町民さんの意向もあると思いますので、ここら辺は伊勢市とも話し合いながら、調整をしていってください。よろしくお願いします。

それで、このバスのことなんですけども、今回、改正が行われて、町民さんの意向というのは、すごく取り入れていただきましたので、これからどんどん、どんどん利用者も増えていくんじゃないかなと思います。ただ、その中で、町民さんの意向を聞き入れるというだけじゃなくて、明和町自体がこの町民バスというふうなものを利用して、人をどういうふうな形で、人の流れをつくっていくかということも考えて、運行をしていくと、より明和町の今後のまちづくりの1つになるんじゃないかなと思いますので、そういった方面でもちょっと考えて、町民バスの運営運行をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次にですね、選挙権の18歳への引き下げについての、明和町の対応について、ちょっとお聞きをしたいです。

18歳まで選挙権が引き下げられることになって、より若い世代に政治への興味を持ってもらい、選挙にも積極的に参加してもらわないといけないんだと思います。そこで、明和町には直接、18歳未満の子たちが通われる高校とというのがないんですけども、若い世代に対する、これからの選挙に対する教育というのは、どのように行っていくかというのをお聞きください。よろしくをお願いします。

○議長（辻井 成人） 西岡議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） ご案内のように、今回、18歳、19歳、年齢が引き下げられました。この7月10日の参議院選挙にですね、18歳の有権者は今度、新しく237人、それから19歳が220人、20歳の有権者が今度234人という、18歳に引き下げられたことによって、457人の方が新しくこの新制度で選挙権を有することになります。

基本的に高校の部分は、県の設置でございますので、県の方でそれなりに選挙に対するいろんな啓発等々をやっていただけると、そのように思っております。じゃあ先にご質問ありましたように、町としてどうやっていくのかということになりますが、当面はですね、いろいろなパンフレットを直接ですね、今回の場合、今回の場合ですけれども、こういったパンフレットを直接、有権者の新しく有権者になられた方に送るとかですね、今回いろいろ考えておりますのは、入場券の配付とともに、いろいろな18歳、それから19歳、20歳の新たに有権者となられた皆さんへという形で、直接的にこういう文書を配付をさせていただこうかな、そのように思っております。

それからですね、できるかどうかちょっとわからないんですけども、暑中見舞いという形でですね、選挙管理委員会のほうからダイレクトに、先ほど言いました18歳、19歳、あるいは20歳の有権者の方に、制度が変わりました、あなた方にもそういう選挙権が与えられますので、そういった投票に家族と

ともに行きましょうというような、そういうアピールもですね、していきたいというふうに考えております。

ただダイレクトに18歳以上の方々に、そういう啓発ということはできませんので、我々としてできる範囲といいますと、中学生、中学生に対してですね、これからの教育委員会といろいろ相談していかなければなりません、そういった啓発を中学生の総合学習か、いろんな形の中でですね、やっぱり啓発的にやっていかなければならないと、そのように思っているところです。

これは息の長い話であります、ただ日常的にやれるのかどうかというのは、非常に難しい部分がありますが、十分に教育委員会と相談しながら、対応を考えてまいりたいと、そのように思っています。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

西岡議員、再質問はございませんか。

○2番（西岡 厚） 直接関わりのある18歳、19歳というふうな方々と直接ふれあうというか、直接ダイレクトに啓発していくということが難しい地域だとは思いますが、中学校、小学校といったら早いですが、中学校の間からそういった選挙に対する考え方であったりとか、政治に対する考え方であったりとかというのも、教育していくべきなんじゃないかなと思います。

実際、自分がそれぐらいの時に、どうやったかといったら、まったく興味もなかったですし、そういった教育も受けた記憶がないですけども、やっぱりこれからは、やっぱり少子高齢化というふうな、お年寄りの方もたくさんみえますけども、若い子たちの力をもっともっていろんなところへ活かしていけないといけないと思いますので、そういった中で、政治やったりとかというふうなものに、もっともって興味を持ってもらって、もっと参画をしていていただきたいなと思いますので、そういった教育をしていていただくように、よろしくお願いします。

それと選挙権の話になりますけども、ここはないですけども、18歳237人、

19歳220人、20歳になる方が234名、そういった方に対する啓発というふうな中で、文章で案内をしたりというふうななんかがありますけども、そういったところの家族、親御さんもひっくるめてのセミナーというか、講習っていうかね、そういったものもしていただけると、今後もっともっと興味が湧いてくれるのかなと思いますけども、そういった動きをしようかなという考え方はあるかどうか、お聞かせください。お願いします。

○議長（辻井 成人） 西岡議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 選挙管理委員会の皆さん方とも相談しながらですね、この啓発事業というのは、今回の参議院選挙はちょっと間に合いませんけれども、通常の衆議院選挙、あるいは身近な町議会、あるいは町長選挙、それらをとらまえた中でですね、やはり若い人たちに、これから選挙の意義とかですね、若い人たちがこれからこの世の中をどう見ていくのか、どう動かしていくのか、そういった社会情勢も含めてですね、やはりいろんな方法で、政治に関心を持っていただく、そういう取り組みというのは必要ではないかなと、そのように思いますので、先ほども申し上げましたように、中学生の部分は教育委員会等々での相談しながらやりますが、一般向けのいわゆる高校生あるいは20歳の選挙権を有する方々に対する部分の啓発ということについては、改めてですね、どんな方法があるのか、専門家のご意見等も賜りながらですね、1回、考えていきたいと、そのように思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

西岡議員、再質問はございませんか。

○2番（西岡 厚） ありがとうございます。ちょっとまた話は重複するのかわかんないですけど、若い世代の方にもっともっと積極的に、政治や行政というふうなところにも、いろいろお話をしてもらって、力になってもらわないといけないと思いますので、そういうふうな力が入ることによって、より魅力的な明和町のまちづくりができるんじゃないかと思いますので、若

い世代の方たちに、もっともっと政治に関心を持ってもらえるような明和町になっていただいて、そのPRをしっかりとさせていただくようにお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、西岡厚議員の一般質問を終わります。

8 番 江 京 子 議 員

○議長（辻井 成人） 3番通告者は、江京子議員であります。

質問項目は「熊本地震から学ぶ、明和町の防災、減災対策」の1点であります。江京子議員の登壇願います。

○8番（江 京子） よろしく申し上げます。議長より登壇の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。熊本地震から学ぶ明和町の防災、減災対策の1点でお願いいたします。質問に入る前に、4月14日、熊本を中心に発生した地震により多くの方々が被災されました。この地震により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、1日でも早い復興と安心を取り戻せることをお祈りいたします。

さて、今回の熊本地震では、今まで体験したことのないような、4月14日の地震発生から、震度1以上の地震の回数が1,500回超の状態が未だに続いています。一連の地震による死者は49名、行方不明者1人、関連死疑いは20名に達しました。余震が続く中、テントや車中での避難生活で、エコノミー症候群や感染症が多発しているようです。

今回の地震では、最初の14日の地震の後、家に戻られて亡くなった方が多くみえました。まさかはじめの地震より大きな余震が来るとは、専門家でも予測できなかったんだと思います。その証拠に本震を16日の発生にした地震に訂正しました。その死者の数は、死者全体49名中12名、4分の1にあたりました。もし初めの地震の後に、同じクラスの地震発生の予測報道があれば、2回目におそった地震で亡くなる方は、もっと少なくてすんだのではないかと

と悔やまれてなりません。

さて、明和町でも東日本大震災以降、三重大の川口准教授を中心に、特に自助、共助の大切さを、防災・減災につなげるための取り組みを進めているところだと思います。ですが、私は防災・減災にはもっと公助の部分での取り組むべきことがあるのではないかと思います。

今回の地震に町長は何を思い、考えられたのか、お尋ねします。

○議長（辻井 成人） 江議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 江議員のほうから、今回の熊本地震から何を学ぶのかという、明和町の問題点とか課題、そういったものをというご質問に出会ったように受け止めました。

今回の熊本地震の特徴は、先ほどお話がありましたように、14日の日にマグニチュード6.5の、これは最初本震とテレビ等でも報道されましたが、その次に16日の未明に、またマグニチュード7.3の今度、これが本震で、14日のやつが前震というふうな、そういう2度の震度7の地震が起こったという、それこそ想定外の揺れであったということを、これは過去に例のない地震であるというふうに受け止めていかなければならないのかなと、そのように考えているところです。

この新しい課題として、震度7の揺れが、2回も起きたということであります。建物の実は最低基準であるという、こういう表現でありますけれども、この耐震基準は1回目の地震に、実はどれぐらい耐えられるか。そういった基準で実はあります。例えば震度5クラスの地震であればですね、小破、中破程度ですみます。

従いまして、今度修理をすればですね、今後、修理をすればまた使えるというような状況でありますけれども、今回の場合は2回目の震度7、この地震でですね、大破あるいは倒壊してしまった家屋が、ほとんどであります。

現実には、今までの地震の例で、あまり見なかった例でありまして、国の耐震基準、これらをですね、見直しする必要が生じてきたのではないかと。国

のほうも課題として残ったのではないかと、そのように感じているところです。

ご案内のように、21年前の阪神淡路大震災のあの時の神戸の市街地と益城町のいろいろな状況、よく似た状況であったのではないかなと、そのように感じているところでありまして、益城町の批判をするわけではありませんけれども、あの阪神淡路大震災の直下型地震、これらの地震に対する対応、これらを個々の耐震化意識、どこまでお持ちであったのかなというようなことで、とにかくその地震対策があまり意識されなかったのではないかなと、そんなふうに思われて仕方がない、今回の熊本の地震であったように思います。

あの熊本県というと、実は過去に何度も水害がたくさん起こった地域であるというふうに聞かされております。そういった意味で水害という部分の災害には、いろいろな対策を講じてきたというふうな思いではありますが、地震に対する対応、対策が進んでいなかったというのが、浮き彫りになったのではないかなと、そういうふうな思いであります。

ただ、我々がこれからこの熊本地震から学ばなくてはなりません。大きな地震、阪神淡路大震災、それから東日本大震災、そして熊本の大地震、そして我々が一番危惧するのが、南海トラフの地震であります。熊本で起きた地震というのは、いわば局所で起きた地震でもあります。阪神淡路大震災とよく似たところでありまして、実は助けてくださいといえ、回りからですね、直ぐに救援の応援の手が届きますが、明和町で想定される南海トラフの地震、これはですね、1都13県にわたる範囲が東日本よりか広がる広域的な地震であります。

従いまして、助けを求めても直ぐに応じていただけるかどうか。これは可能性はあまり期待が持てないのではないかと、そのように思います。従いまして、ある程度、明和町だけで生き延びられることができる方策、これをもう一度ですね、新たに見直していかなければならない、そのように思うところです。今回の熊本地震からですね、改めて考えさせられるのは、地震対策、

特に昭和56年の旧耐震の木造、これらの家屋の倒壊が多かったようにも思います。

それらの地震対策、耐震対策、これらの強化と、それから地震後の復旧、復興に向けた取り組み、先ほどいいました明和町だけで、生き延びられる対策、これらの必要性を改めて感じたところであります。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございませんか。

○8番（江 京子） 町長もおっしゃられたように、熊本の地震は本当に予想していなかったというのに至ると思います。平成23年度に熊本県の断層、活断層の状況という資料がありますが、この時の関係者の話では、30年以内にこの熊本の地域に起こる地震の確率は0%から6%というような確率というふうに出ていたので、本当に熊本の方々には、そういう地震に対しての教育もさほどされていなかったんじゃないかと思います。

ただ、明和町においてはもう南海トラフが何十年後に起こるというふうに言われている中で、確かに沿岸部の津波対策の避難タワーについては、今年2基が着工、あとの4基が計画なされています。ですが、避難路の確保ということについては、話が住民説明会の中でも、あまりないように思います。ある海岸べりではない住民の方は、津波の関係しないところは、自助、共助の話ばかり、説明ばかりで何もしてくれへんやないかというようなお話を言われています。

熊本地震では、建物の倒壊が昭和50年以降に建てられた住宅でも、多く被害にあいました。大丈夫だと思っていた我が家が倒壊した住民のショックは、計り知れないと思います。お尋ねします。今、明和町の耐震診断の無料診断は、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に限られていますが、今回の地震を受け、もっと無料診断の幅を見直す考えはないか、お答えください、お願いします。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 建物の耐震診断の見直しということにつきましては、一応防災企画課長のほうから、答弁をさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。建物の耐震診断の耐震物件につきましては、三重県の建築物耐震改修促進計画、こういった計画がございまして、それに沿って進められております。補助対象を昭和56年5月31日以前の本造住宅と定められておりまして、実は昨年度、平成27年度でございしますが、計画が見直される機会がございました。

しかし、県内のいずれの市町におきましても、昭和56年以前の本造住宅の耐震化が進んでいないということで、県の見直しは見送られた結果となっております。明和町におきましても、同じでございまして、県内市町と同様に昭和56年以前建築の耐震性のない本造住宅が、現在、23%を占めております。まずは旧耐震基準の住宅を優先して進めていきたいということを、県と県内の市町と同様の足並みを揃えまして、進めているという状況でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

○議長（辻井 成人） 江議員、誠にすいませんが、皆さんにちょっとお諮りをしたいことがございます。

昼食のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

お昼は1時からということで、よろしくお願いいたします。

（午前 11時 50分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 00分）

○議長（辻井 成人） 江議員の質問に対する答弁が、防災企画課長からございましたので、江議員。再質問ございませんか。

○8 番（江 京子） 課長のほうから、私が尋ねた耐震診断、無料診断を平成56年5月31日以降の建物への見直しという答えに対して、昭和56年以前に建てられた建物の耐震化率が、まだまだだということで、見直しも見送られてしまったというお話でした。とても残念だと思います。

というのは、昭和56年5月31日以前に建てられた建物に住んでみえる方々は、どういう方々というのを一度調べてもらいたいと思います。ほとんどが親世代で、子どもの家は別に建てて、今、住んでいる古い建物は、私たち老夫婦、親世代がいなくなったら、住む人がいないという建物が結構多いと思います。そういうふうに思ったら、耐震の工事に100万円、200万円平均でかかると言われるお金を出すかといったら、なかなか難しいものがあると思います。

この間、6月8日に下御糸地区で行われた防災懇談会で、熊本地震の報告を川口先生からいただきました。築3年目の住宅が倒れたというのが、特別といたしましても、平成12年に大幅に見直された建築基準法改正の以前の住宅への耐震診断への一部助成だけでも、明和町として考えてもらえないか。一度お答えください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。先ほどの答弁の中でですね、旧耐震基準、昭和56年5月31日以前の木造住宅については、昨年の三重県の見直しの際にですね、まだまだ旧耐震化基準に基づく木造住宅が多いという

市町の意見が取り上げられて、今回、見送りになったわけでございます。

この無料診断につきましては、当然、国からも1棟あたりですね、4万6,320円かかるわけなんですけど、ただではございません。国から2万3,160円、県と町が1万1,580円ずつお支払いをして、その診断を受けていただくことになります。1つの基準というのが、やはり必要でございます、江議員おっしゃれますとおり、熊本地震の中でも築3年の木造住宅が倒壊したといったこともございましたが、これは本当に観測史上、類のない震度7が2回きたといった地震でございましたので、新しい建物も倒壊したものが多かったという報告は受けております。

ただ、明和町にも依然としてですね、23%の旧耐震基準に基づく木造住宅がございます。その属性と申しますか、親世代から受け継いだ木造の住宅であつてもですね、そこにお住まいになっておるんが、これ現実のことでございますので、やはり町といたしましても、旧耐震基準と線引きが引かれている以上は、なかなか独自の考えで、単費を持ってですね、新しい家の診断まで、踏み込むというのは、今の現時点ではですね、なかなか難しいことではないかと考えておりますので、その点をご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございませんか。

○8番（江 京子） わかりました。なかなか難しいというお話でしたので、また、ちょっと考えさせてもらいます。まずは自分の住んでいる家を知ることが大切だと思います。かなりの高額ではありますが、また、将来一部助成も考えてほしいと思いますので、お願いします。

自分の家を知るということは、自分自身の体を知るための特定健診にも似ていると思います。きちんとすることで、次の一步が踏み出せるのではないかと思います。軽症の治療は安価で済みますが、重症の治療には、とてもお金がかかると思いますので、まず地震で家の中で命を守ることが基本と考え

ております。

それに絡みまして、次に昨年の3月の定例会の質問で、住宅シェルターについて質問しました。あの時の課長のお答えは、シェルターはそれだけの工事以外にも、基礎の工事が必要となるため、補助の対象としないというお答えだったと思います。しかし、今回の熊本地震以降、すでに近隣でシェルターの補助をしている市町では、多くの問い合わせがあったと聞いています。

補助をどのように選ぶかは、住民の側にあります。今後、シェルター補助の考えられないか、是非ともお聞かせください。

次に、5月に出された議会だよりのQ&Aでも、なおかつシェルターの補助への答えが対象以外となっていたのが、がっかりしました。3月の町長の答弁でも検討するとのお話で、それを聞いていましたが、住民を主体にした検討だったのか疑問です。

さっきもお話しましたように、56年以前の建物に住んでいる方は、結構、高齢な方が多いということで、このシェルター1つ30万から50万という、結構、安価でありますし、だんだん開発も進んでいまして、基礎工事なしでも1、2時間で工事が済むようなことも情報に出ています。今後シェルターについて、もっともっと考えていただいて、補助の対象にしてほしいと思いますが、その点お答えください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） シェルターの話が出てきておりますが、寝室で命を守る、それがシェルターは有効ではあるが、全てではないということ、まずご認識をいただきたいのと、そのように思います。これは、先日のある新聞の記事でございますが、確かに寝室でシェルターをつくって、耐震をやることについては、それはそれで有効ですけれども、これは専門家の意見ですけれども、命を守るのにシェルターは有効ではあるけれど、古い住宅に住んでいる人は、まずやはり先ほど来、お話がありましたように、耐震診断をきちっと受けていただいて、そして自分の家がどういう状態なのかということ

を、はっきりつかんでいただいて、その上で、いわゆる対策をですね、例えば耐震工事にお金がかかる。かかるから、じゃ少なくとも家が倒れないと、だったらシェルターにしようとかいう、そういう選択をいろいろやってもらわなければなりません。

ですから、シェルター、イコール命を守る、それが全てというふうな理解ではないということだけはですね、ご理解いただきたいのと、そのように思います。いろいろなシェルターの検討をしたのかということについては、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。昨年3月の定例会の中でも、シェルターについてのご質問いただいたところでございます。その時にちょっと私の言葉足らずで、全てお話できなかったかもわかりませんが、どのような検討をしたのかということで、ご質問をいただきましたので、かい摘んでお答えをさせていただきたいというふうに考えます。

まず、耐震シェルター制度を設けておりますのは、県内29市町のうちで16市町でございます。それと、三重県がシェルターの補助を始めたのが、平成21年度からでございます。27年度までの7年間で、市町で行った補助の実績は、31件でございます。住宅シェルターの補助要件につきましては、先ほどの耐震診断の要件に加えましてですね、判定が0.7未満と判定された住宅で、1世帯1箇所になります。また、助成対象者は65歳以上の高齢者のみの世帯か、身体障害者手帳1級から3級まで、要介護認定3以上、あるいは療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方が同居する世帯というふうなことになります。非常に幅がだんだん狭くなってまいります。

それと、明和町ではシェルターの補助制度は設けておりませんが、簡易耐震補強工事補助といったものを、明和町は設けております。これにつきましては、30万円の補助をさせていただいております。本来なら耐震診断をしていただいて、評点が0.7以下と判定された住宅につきましては、評点を1.0以

上にあげていただく補強工事をすることで、最大耐震の補助金としてですね、121万1,000円の補助が受けることができるわけなんですけど、そこまでのことはできないと。0.7以下のものを、0.7以上にあげていただいて、1.0までにとどめるという簡易補強という制度がございます。明和町ではこの制度を活用していただきたいと考えているところでございます。

これに対しまして、先ほど町長も新聞記事からですね、いろいろご説明いただいたわけですが、耐震シェルターの場合は、木造住宅の耐震補強のあくまでも代替措置でございます。地震に襲われて住宅自体が倒壊しても、シェルター部分だけは安全な空間ができて、命を守ることができる。そういったことを目的としたものでございまして、熊本地震でも倒壊した家屋から、いろいろな何人も助け出されておりますが、自力ではなかなかどうのこうのという部分ではございません。

それとですね、もう1点、補助対象となる耐震シェルターが、三重県の中で13種類定められております。部屋に置くタイプ、先ほどご紹介いただきました部屋に置くタイプのベッド型シェルターでは、だいたい25万円から55万円ぐらいの幅がございます。1部屋を覆う安全ボックスタイプというのがございまして、これでいきますと4畳半が約105万円、6畳で137万円、8畳で160万円、これ消費税は抜いておりますんで、それ以上かかってくるということになります。

こういったことからですね、価格帯からみても、相当な部分がかかります。先ほどご紹介いただきました簡易耐震補強といった部分であれば、同程度の額でもですね、さほど変わらない形で、ばたつとは変わらない簡易補強ができるわけでございますので、町といたしましては、そういった形のまず家屋自体を見直していただく、そういった制度を今のところ活用させていただいているところでございます。

また、先ほどご紹介の中で、近隣市町の状況ということで、熊本地震以降いろいろよその補助制度がある町では、問い合わせが多くなっておるのやと

いうようなで、ご紹介いただきましたので、私もちょっと心配になりまして、近隣市町ちょっと調べてみました。松阪市ではですね、平成28年度当初2件の予算を見込んでいたそうでございます。問い合わせが7件ございまして、補正対応していくかどうかといったことを検討されているようでございます。また、伊勢市のほうでは5件の問い合わせがあったということでございますが、その問い合わせの主と申しますのが、申請者自体がですね、先ほどの補助対象以外の方たちでございましたので、補助していかないということでございます。また、多気町につきましても、1件の問い合わせがあったというようなことでございます。ただ、明和町はそういった制度がないということかも知れませんが、そういった問い合わせについては、私どものところにはかかってきていないということでございます。

くどういようでございますが、耐震補強工事設置補助の場合の要件と申しますのは、先ほど申しました対象物件が0.7以下であれば利用できる制度で、高齢者等の世帯だけでなく、評点が0.7以下であれば多くの方が利用できる制度となっております。住宅の間取り、大きさにも関係いたしますけれども、大破、倒壊を避けていただくための簡易な補強であれば、こういった制度をご利用いただきたいと考えているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございませんか。

○8番（江 京子） よくわかりました。でも、やっぱり1つ一番大事なのは、地震が起こった時に、家の中で死なないというのが、一番大事だと思いますので、また、いろいろ考えてほしいと思います。それと、やっぱり補助は住民側が選ぶわけですので、いろんな項目がたくさんあるほうが、住民側の方にもいいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、熊本地震以後、住民さんからの不安の声を、よく耳にします。阪神淡路大震災の時は、私の年齢だった方が80歳を超えられ、自助が大事なのはわかるけど、具体的な対策0の住民の方が、まだまだ多いのだと実感する毎

日です。防災懇談会は論理上のお話が多く、それでは住民さんが金槌をもって、行動には結びつかないと思います。

町の思いはいかにして、皆が自分の命は自分で守る行動をとってくれるかということではないでしょうか。面倒であっても、共助の力をつけるためにも、一度各地区での家具の固定の体験学習をお願いします。減災のグッズも日々進化していますので、お願いしたいと思います。その点について、そういうことをする予定がないか、お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。住民の不安を取り除くための対策はというようなご質問の内容であると思います。

まず、阪神・淡路大震災以降、自助、共助、公助といった言葉が使われ始めたわけでございます。一般的に言われますのは、その割合につきましては、自助が7、共助が2、公助が1と言われているところでございます。いかに自助が重要であるかが問われていることでもございます。

東日本大震災後、5年が経過いたしまして、発災直後に比べて町民の防災意識というのは、非常に低下したものがあるんじゃないかと考えておった矢先に、4月14日熊本地震が起こったわけでございます。その中でですね、その地震、南海トラフ、いろいろな想定されるリスクからですね、不安を取り除くために、こういった対策を講じておるのやというようなことでございます。

防災につきましては、あくまでも人に頼って何もしなければですね、減災にはなかなかつながらないということでございます。とにかく少しずつでも結構です。自分のやれることから、防災対策を講じていただく必要がございます。その周知を図っていくことが必要であると考えているところでございます。

現在では、先ほどご紹介いただきました地区防災懇談会、平成24年度に設置しましてから、長いところで5年間、継続して起こっております。非常に

内容的には難しい話もあろうかと思いますが、やはり防災について興味を持っていただくという一助にはなっているのかないうふうに感じております。

また、その地区の代表者の方だけではなしにですね、老人会あるいは消防団、いろいろな団体の方にご参加いただきながら、いろいろなお話を聞き、いただいた意見を町の施策、指標として対策に、私どもの町の防災対策に反映しているところでもございますし、そういったことでいただいた意見を積み上げながら、対策を進めている。町としては進めております。

ほかにもですね、広報めいわ、これも私ども当課の仕事でございますけども、この中で毎年、防災の特集記事を組まさせていただきますいております。大規模災害に備えていただくよう掲載しております、今年度につきましては5月号に防災の特集を組まさせていただきました。町の中でこういった備蓄品、どの量確保しているのかとか、こういったことをしていただく減災につながるのかといったことでございます。

私どもこういった広報を通じて、町民の皆様には防災対策を推進していくというのが、現在の取り組みの内容でございます。ご質問いただきました、以前、家具の固定でいろいろ計画、私ところの計画ではございませんでしたが、やっていただいたこともございます。それぞれの団体が、いろいろな形でですね、減災に向けての取り組みを進めていただいております。それはその組織組織でいろいろ活動の仕方は違えども、その減災に向けた考えは、同じやというふうに考えております。

現在のところは、そういった各地区に対してですね、どういう形で家具の固定をなさいますとか、どうのこうのという、一番大事なことはございますけれども、これを町が率先して各地区を回るという考えではなしに、あくまでも地域防災懇談会を通じて、いろんな意見に答える形、またいただいた意見を施策に反映していく形、こういった形で町の防災施策を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございませんか。

○8番（江 京子） 人に頼ってでは前に進まないというようなお答えでした。以前にもNPO明和市民活動サポートセンターの主催で、体験型防災減災対策のワークで、ガラスの飛び散り防止の体験をされた方から、思っていたより簡単にできたので自信ができましたというお話をいただきました。このワークは明和市民活動サポートセンターの登録団体、防災ボランティアプラス1が中心になって、家具の固定の方法、飛散防止のフィルム貼り、新聞紙での簡単スリッパづくりと、自分自身で一度は全部やってみるというようなワークでした。

誰がやってみることで、次の減災の行動につながるのではないのでしょうか。大事なのは観客にならないことだと思いますが、町長はどのように思われますか、お答えください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 先ほども言いましたように、そうです、江議員がおっしゃるように、観客にならないこと。ということは自らがやはり防災の意識をもって、自分でできることを自ら率先してやっていただく、そのことが私は減災につながる第一歩だというふうに思っております。自分のやれることから、防災対策をやっていく、この自助の精神、これが一番大切だというふうに思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございませんか。

○8番（江 京子） ありがとうございます。防災行政無線でも、夜聞いていると、防災に対してのワンポイントというのを放送していただいているのは、とてもありがたいと思っています。ちょっとこの防災無線なんです、全協でもちょっとお聞きしたんですが、私たちはじめ防災無線が取付られた時の防災無線は、今だにしっかり入ります。

ですが、この間、全協のほうでお答えいただいた時に、海岸べりというこ

とで、ちょっといろんなお友達に聞いてみましたところ、やはり移動式の防災行政無線になってから、明星でも斎宮でも入りが悪いというのを聞いています。今直ぐにとは言いませんが、一度きちんと防災無線の入りにくい地域、どの防災無線の器具が入りにくいかなというのを、また調べておいてほしいと思いますので、要望をお願いします。

次に、熊本地震では多くの町で災害対策本部を置くべき庁舎が被災しました。明和町の庁舎は老朽化しています、大丈夫ですか。また、今、22箇所ある避難所は大丈夫でしょうか。多気町では見直しにより、耐震調理場などの調査をして、以前60箇所あった避難所を18箇所に。優先開設する避難所を8箇所に。優先開設する避難所の定員を超えた場合の開設する避難所を10箇所に指定されたそうですが、明和町もそういった見直しはされたのか、お答えください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 避難所の見直しについて、ご質問いただきました。今回、多気町における避難所の見直しと申しますのは、見直しの理由と申しますのは、多気町が1次避難所として指定していた各自治会の公民館、集会所などでございます。耐震工事がされていないということで、逆に外さざる得なかったというのが内容でございます。

そういった中でですね、精査して60箇所から18箇所に減らしたよという新聞記事の内容なんです。町は、明和町はそれではどうかということですが、明和町の場合は公設避難所25箇所ございまして、災害対策基本法の規定に基づきます、指定避難所に指定されております。ですので、今後、私どもの考え方の中ではですね、まだまだ公設避難所の収容人数が足りない部分がございますので、自治会等の集会所、こういった中でですね、耐震性のある建物については、逆に自主運営避難所として登録をさせていただきたいということで、今年度いろいろ働きかけをさせていただきながら、そういった避難所の数を揃えていくという取り組みをしてまいりたいと考えていると

ころでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございませんか。

○8番（江 京子） わかりました。ずいぶん避難所の設定の仕方が違ったということで、新しく建てた各地区の集会所が使えるものなら、避難所を増やしていくというようなお考えであるというのがわかりました。それはとても大切だと思います。やはり避難所は近場であるほど、住民さんは安心してそこに行けるわけですので、その見直しのほうよろしくお願いいたします。

明和町の庁舎においては、震度6弱の2度の揺れで、倒壊するというような一度新聞の報道があったようなことも聞きました。大切な町の仕事をする庁舎です。国からの建設補助は0ですけど、早期の建て替えを考えなくてはいけないと思いますが、町長は庁舎に対してどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 熊本の地震で、それぞれ市役所あるいは役場が使用できなくなったというお話も聞いております。明和町の場合は、今、公共施設の特別委員会でいろいろとご議論いただいておりますので、もう少し議論を煮詰めた中で、対応策を考えていきたいと、そのように思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございませんか。

○8番（江 京子） 私たち議員もしっかり受け止めて考えていかななくてはいけないことだと思いますので、よろしくお願いいたします。現在、大淀地区と浜田、八木戸地区の避難タワーの建設が始まりました。その進捗状況と今後の運用方法について、お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 現在、工事をしております避難タワーの進捗状況と、今後の運用方法ということでございます。大淀津波避難タワー、

浜田・八木戸津波避難タワー、いずれもですね、3月末に造成工事、請負契約を締結いたしまして、6月末を工期として工事を実施しております。また、建設工事につきましては、6月に入札を行いまして、年内の完成をめざして、事業推進していきたいと考えているところでございます。

今後の運用方法等につきましては、まだ大まかでございまして、大まかな中で詳細には決めておりません。ですので、今後、建設の進捗度合いとあわせて、自治会等といろいろ協議をしまいたいと考えているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

○8番（江 京子） 住民側の方にもよくお話しをして進めていってほしいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、あと4基についても、これから用地を決めていくと思います。半径850mの基準も大切だと思いますが、用地を決める場合、逃げ遅れる地区はどこなのかというのも、現実的に調査をお願いしたいと思います。

そして、大切なのは昔からの言い伝えも、1つ土地を選ぶのに入れていってほしいと思いますので、お願いいたします。

次に、災害時のボランティアの受入対策について、お聞きします。28年度のNPO明和市民活動サポートセンターの定例総会で、町長は役場、社会福祉協議会、NPO明和市民活動サポートセンターの3者が話し合いをもって、災害時のボランティアの受入対策を検討できたと、お話してくださいました。

熊本地震でもやはり地元の災害時に動いてくれるボランティアの大切さを感じたところです。皆が被災する中で、それをどう動かすかは課題はたくさんあります。でも、3者の気持ちを共有することは、まず一歩だと思いますので、よろしくお願いします。

では、町長にお聞きします。今、明和市民活動サポートセンターは、町の

中でどういう位置づけになっていると思われるか、お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） ボランティアの受入体制につきましては、一時的には明和町社会福祉協議会が窓口となりまして、現地の災害ボランティアセンター、これを設置することになります。そして、関係機関との相互協力によりまして、地域内外からのボランティアを受け入れるという、そういう体制に相成ります。災害時に設置される災害ボランティアセンターは、まず明和の里が基本になるというふうに思います。状況によって明和町の総合体育館やその他中央公民館、あるいは福祉センターというような格好になろうかと思えます。

そういう場合に、市民活動サポートセンター、これは補完的な機関として、開設時にご支援いただけたらと、そのような思いでございますので、サポートセンターの皆さん方には、是非そういった災害時の場合にですね、ボランティアの受入体制の中に加わっていただいて、この業務が円滑にいくようご支援いただきたいと、そのように考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございませんか。

○8番（江 京子） ありがとうございます。なかなかまだ未熟な市民活動サポートセンターではありますが、とても人の出入りが多く、登録団体も増えてきました。これからも発展的な話し合いが持てるようお願いしたいと思います。

次に、液状化現象についてお聞きします。液状化現象は地震の際に、地下水位の高い砂地盤が、振動により液状化になる現象です。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の小さい構造物、下水道管などが浮き上がったりする現象です。

国内では1964年に発生した新潟地震による液状化で、県営河岸アパートが大きく傾いて注目されました。東日本大震災でも、ディズニーランドのある

埋立地域でいたるところで液状化が見られ、以前は発生する場所は、砂丘地域や三角州、湾岸地域の埋立地などと、ほとんどとされていましたが、近年の研究で、旧河川跡や池の跡、水田跡なども発生しやすい地質であることがわかってきました。

水田で囲まれている沿岸部は、以前から液状化が起こりやすいといわれてきましたが、避難所に指定されている小学校や、イオン明和などの液状化の調査はされたのでしょうか。また、明和町はインターネットで調べましたところ、液状化が極めて危険という情報も出ていました。今後、液状化現象の発生危険場所をとりまとめたハザードマップなどの整備のお考えはないか、お答えください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。まず、液状化の調査はされているかということでございます。液状化危険度の指標となる、土の固さ、土中の固さの値を示すP L値というのがございます。これにつきましては、三重県が調査しデータ化されております。明和町のP L値の分布につきましては、値15を超える地域がほとんどとなりますが、液状化が起こるメカニズムにつきましては、3つの要素がございます。緩い地盤、緩い砂地盤、それと地下水の位置、大きな地震の揺れ、一般的には震度5以上の地震があるそうですね、揺れる時間が長くなればなるほど、その液状化が起こる可能性は高くなってまいります。

そういった中でですね、町内の液状化を示すハザードマップ、こういったものをつくってはどうか、考えはないかということでございます。液状化が起きるかどうかなんてのは、あるポイント、地点を決めて、震度5で30秒以下の揺れなら大丈夫である、問題はないが、1分以上揺れてしまうと液状化の恐れがあると、こういった推定はポイントを決めて行えば可能となるわけなんです、こういったことは地盤のデータから求めることはできます。

ただ、次に起こる地震というのは、これは震度5が来るのか、震度6が来

るのか、7なのかというのは、誰にもわからないことでございます。ですので、次に来る地震の大きさがわからないのに、それを推定してそういったハザードマップ、液状化のハザードマップをつくるということは、非常に難しいと申しますか、ちょっと無理がございます。土壌の強さを表すTL値を示すということは、これは町の中で色塗りして、赤いところは危険ですよということはさせていただけると思いますので、さっそく三重県の数値のデータ等からですね、ホームページ上で公開させていただくという手続きはさせていただくことはできますが、震度何を想定しての、震度いくつを想定しての地震の場合、その地域が危険やというハザードマップについては、ちょっとつくりかねるということでございます。

その点についてはですね、三重県も他の市町もですね、そういったハザードマップについては、たぶん公開なり何なりはしていないはずでございますので、そういったことはちょっとご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございませんか。

○8番（江 京子） 液状化は直接命に関わるものではありませんけど、やはり避難する場合に、浮上したものなんかで、避難の妨げになる可能性は大だと思いますので、またそこら辺ハザードマップなどつくっていただけるならいただきたいと思います。

今回の熊本地震での液状化現象は、1.8平方キロメートルにわたると言われていまして、東京ドームおよそ40個分の液状化が起こったというような報道もされています。また、なにしろ明和町って、大きな川じゃないけど、小さな川に囲まれたところというのは、川は移動していますので、三角州であったところが多いのではないかと思いますので、その点もまた調べるところでいただきたいと思います。

次に、6月11日に、三重大学であった三重県、三重大、三重防災・減災センターの研究成果発表のシンポジウムに、この間、参加してきました。当日

は会場が満員状態でしたが、やはり熊本地震の報告では、14日に起こった地震の後に、応急危険判定の大切さというものが言われていました。熊本の地震では阪神・淡路大震災をはるかにしのぶ危険という判定をされたところが、この赤いマークで記された住宅がものすごく多かったというのを、報告の中でされていましたし、その判定する専門家がすごく少なくて、全国から集めてもすごく大変な仕事であったというようなご報告を、三重大の方から報告いただきました。

たくさん興味を持つ発表ではありましたが、発表者の共通課題は、人が集まらない、防災意識が高まらないというのが、共通な課題のような感じがありました。やはり明和町でやっている防災懇談会、いろんな方に集まってきていただいているんですが、住民が自分で行動に移せるようなものにしてほしいと思います。お話を聞くだけで、自分がじゃあ次をしようというのは、なかなかできないと思います。

それと、もう1つは先ほどから課長が言われています、明和町の補助事業、ここに持ってきたんですが、木造住宅耐震化の流れ、ブロック塀等の除去改修の補助、それから住宅内の家具の無料固定化というような、こんなチラシがネットで調べると出てきます。こういうチラシ、情報も知らない方がまだまだたくさんみえると思いますので、そういう懇談会の時に、懇談会って意外に資料が何もしないでお話を聞くことが多いんですが、配っていただくというのも、1つの行動に移せる資料というか、ジャンプになると思いますので、その点、考えていただきたいと思いますのでお願いします。

最後に、5月24日に海上保安庁が、平成18年度から9年間かけて南海トラフの15箇所の海底にGPSの観測点を設置して、海底の動きを直接調べ、どこに歪みが溜まっているか、解析を進めてきて、このほど報告がありました。以前から歪みよる沈み込みが、大地震につながると聞いていました。今後も正しい情報をつかんで、明和町の防災・減災につなげていってほしいと思います。この南海トラフ、四国や東海沖で、特に歪みというようなことに

関しては、専門家も巨大地震の揺れや津波予測の重要なデータというふうな評価をされています。新聞やテレビでも、こういうふうな歪みの分布のデータが出ていました。

まだまだ研究の余地はあると思いますが、その研究結果などもデータなどもしっかりつかんでいただいて、明和町の防災・減災に活かしてほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、江京子議員の一般質問を終わります。

7 番 乾 健 郎 議員

○議長（辻井 成人） 4番通告者は、乾健郎議員であります。

質問項目は、「明和町のいろんな環境問題について」の1点であります。

乾健郎議員、登壇願います。

○7番（乾 健郎） 本日の一般質問の指名をいただきました。斎宮の乾健郎でございます。よろしくお願いいたします。熊本地方の地震に対して大変なことになっていますし、まだ今でも地震が続いています。本当に大変だと思います。お見舞い申し上げます。また、お亡くなりになられた方、ご冥福をお祈り申し上げます。

伊勢志摩サミットが終わり、斎王まつりもさいくう平安の杜での新しい趣向での催しも、好評に終わり、関係者の1人として嬉しく思っております。また、これから参議院選挙がありますが、今後どのようなになるのか、そして、消費税がアベノミクス問題や社会保障問題を含めて、どのように影響するのかが行方が大変気になるところでございます。

それでは、本題に入らせていただきます。明和町のいろんな環境問題について、お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、町行政の環境基本計画策定の目的について、推進について、

そして、今の運用状況について、お教えてください。環境基本計画に実行性のある計画とするため進行管理を行うにあたって、中間年度の2014年の具体的な目標を定めますと書かれています。

そして、明和町を取り巻く環境や社会的状況の変化、科学技術の進展等を踏まえ、必要に応じて適時、計画の見直しと修正を行い、社会経済の状況や町民意識の変化に適用できるようにします。環境の保全及び創造に関する施策を計画的に推進しますと書かれています。

見直しの経緯について、変化に適用できるようにについて、どのようなところを重点に見直されたのか、お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 乾議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 環境基本計画の見直しについて、ご質問をいただきました。ご案内の明和町の環境基本計画につきましては、平成12年に国や県において環境基本法が制定をされました。それに基づき持続可能な社会をめざした環境基本計画、この策定を遅ればせながらですね、平成16年に策定をいたしております。

これはですね、その中身につきましては、1つは、環境は広い分野にわたっておりまして、1つは資源エネルギー、いわゆるごみの減量、あるいはリサイクル、いわゆる循環型社会の形成に向けた取り組みということでございます。それから、2つ目はですね、地球温暖化対策、いわゆる省エネとか、今、盛んに行われております太陽光発電などのいわゆる地球温暖化対策、新エネルギー対策に対する考え方、計画、そういったものが盛り込まれております。

3つ目は、自然環境、あるいは森林とか河川とか、そういった自然の生態系を含めてのいわゆる自然環境の環境対策、こういったものがこの中に盛り込まれております。

もう1点は農村環境の保全ということで、明和町の場合は水田、農業、農村地域であります。そういったものの中で、農業の保全、農村の環境保全と

いう問題が、この中にも盛り込まれております。

5点目としては、歴史、文化的な環境保存、そういったものも、この計画の中にあります。また、公害防止などの、いわゆる人間生活においてですね、健康で安心して暮らせる環境づくり、そういった点がこの計画の中に盛り込まれておるところであります。その中で、この計画は2004年から2024年までの20年の1つの計画という形の中で、平成16年に計画をされたわけですが、町としましては3年ごとに実施計画を策定しながら、さまざまな環境問題に取り組んでおるところであります。

その中で、平成19年にはいわゆる地球温暖化対策、省エネという形の中で、エネルギー対策についての見直しを行っております。ただ、それ以外には、大きな環境の変化というのが見出せなかったということの中で、将来にわたって持続的に発展していく可能性のある自然環境の保全、これは特に祓川の環境保全という意味合いからも、そういったところに力を入れてきたところでもあります。

今後でもですね、そういった時代に即応した見直しというのを考えながら、この環境基本計画、もう一度ちょうど10年を一応経過しているわけでありますので、その中で再度ですね、見直すこととしております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

乾議員、再質問はございませんか。

○7番（乾 健郎） ありがとうございます。やはり今、町長さんが言われましたように、明和町の環境問題、環境基本計画の意識向上が、少し薄いように思います。やっぱり環境というのは幅が広い問題でもありますし、案外なんていうんですか、気にならんところでもあるし、すごく気になるところでもあるように思います。そういう環境問題の教育または啓蒙、環境問題の意識向上を、これからどのようにされていかれるのか。この環境基本計画を今後どのように取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

特に明和町は、文化都市という位置づけで進んでいますので、環境問題は

大変重要だと考えています。今現在も大淀地区の牛舎問題とか、いろいろ環境に関わる問題も発生していますので、そういう点からもお聞かせいただければ幸いです。

○議長（辻井 成人） 乾議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 基本的にはですね、今年から第5次の明和町の総合計画、これの第3章の中でですね、環境保全ということを重点的に捉えまして、まずは安全で人に優しい環境のまちづくりという、環境保全の推進、特にいわゆる自然環境の保全という形で、いわゆる祓川とか、笹笛川とか、いわゆる水質の保全、これを重点に置くこととかですね、それから、ごみ処理と減量化という形の中で、資源の再利用、そういったところをですね、中心にやっていきたいという、そういうことでございます。

それから、環境美化の活動の促進という、いわゆる我々の生活の中での1つの取り組み、不法投棄も含めての話ですが、そういったところの部分ですね、力を入れていく、そういう取り組みを行っていきたい。また、あわせて地球温暖化対策というのは、これは明和町だけの課題ではありませんけれども、このように明和町太陽光発電、いろいろな形の中で、多くの場所です、太陽光発電、住民の方が取り入れていただいております。先ほどご指摘いただきました牛舎の問題もですね、場合によってはそういった方向にというようなこともですね、これからの課題ではありますけれども、検討がなされるのではないかと、そのような期待も持っておるところでございます。

いずれにしてもですね、環境といえば非常に分野が広うございます。それぞれの個々の分野において、具体的にどう進めていくかは、各課です、それぞれ英知を絞りながら、対応策を今後も考えていきたいと、そのように思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

乾議員、再質問はございませんか。

○7番（乾 健郎） ありがとうございます。本当に大事なことで、

よろしくお願いしますし、町のホームページにも環境白書、公表していただいています。その環境基本条例の中にもですね、第9条に町長は環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況を、毎年公表しなければならないと書いてもろてあります。

そして、10条には環境保全上の支障を防止するため関連する上位法及び基本条例に基づき必要な規制措置等を講じるものとするとして書いてもろてありますので、やはり環境と言われました、第5次計画で書いてもろてあるのは、よくわかりますけど、町民の皆様により知らせていただくためにも、ホームページ等の更新をなるべく多くしていただいて、皆さんに周知をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、今の牛舎問題についてもですね、やはり必要な数値等もあげてですね、措置を講じていただくべきところもあるんじゃないかと思いますので、その点は方向性はどうなるのか、教えていただきたいと思ひまして、また、なんていうんですか、今、基本方針をいろいろお教えいただきましたけど、もう少し具体的な施策も、これに盛り込んでいただくほうが、よりわかりやすいんじゃないかと思いますが、例えば緑地計画をこういう条例に入れるとか、そういう問題のお考えを教えてください。

○議長（辻井 成人） 乾議員の再質問に対する答弁、町長、どうですか。

○町長（中井 幸充） 緑地計画というのは、斎宮跡に関してということ。

○7番（乾 健郎） 全体的にこういう項目を入れていただくのがいいんじゃないかと思うので、こういう意味。

○町長（中井 幸充） 25%という数字につきましては、例えば開発の部分につきましてはですね、都市計画法に基づいて緑地を、それだけ確保しなければならないとか、そういう決めが別途ございます。

ただ、環境基本計画の中でですね、緑地の保全とか、そういったことはうたうことは可能でありますけども、それぞれの中でですね、どれだけというのは各法律の下にですね、ある一定その制度が設けられておりますので、そ

れを準拠するような格好になろうかと、そのように思います。先ほど言われました斎宮跡に関してもですね、これは植栽計画が一応、公有化の中で建てられておるわけでありますので、それらに基づいて緑化を図っていくという、これがすなわち環境になんていうんですか資するというふうに思いますので、先ほども申し上げましたように、個々のそれぞれの担当部署なり、あるいはそれぞれの事情の中ですね、そういったものを念頭に置きながら、そういうなんていうんですか、環境ということをベースに置いてですね、やっていくということは必要だというふうに思いますが、ただ、おっしゃるようですね、ここをこんなふうに数値化して、目標これだけ、どうのこうのというのはですね、多少ちょっと検討をしてみないとですね、はいわかりました、そうしますということにはならない部分も、多々あるように思いますので、そこら辺のところにつきましてはですね、少しばかり検討をさせていただかないといけないのかなと、そのように思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

乾議員、再質問はございませんか。

○7番（乾 健郎） ありがとうございます。そういうご検討と、町のホームページのほうもよろしく願いいたします。

それでは、教育環境の安全・安心な、教育環境の構築に取り組みついて、お聞かせいただきたいと思います。学校施設の耐震対策の推進、防災機能強化の推進、学校施設の老朽化対策の推進の件なんですが、学校施設は児童生徒などの学習、生活の場であるとともに、災害時には応急避難場所ともなることから、安全性の確保は極めて重要です。文部科学省では、学校施設の耐震化の推進を、最重要課題として、できるだけ早い時期に耐震化を完了させることが、天井材等の非構造部材の耐震化を推進するという目標をあげています。

中学校では建設に向けて、明和中学校は進んでおる今の状況でございます。東日本大震災では多くの学校施設が、応急避難場所として使用され、地域住

民の避難に大きく貢献しました。学校施設は子どもたちや地域住民の応急避難場所として利用され、地域防災計画の元となる防災基本計画において、教育委員会と、防災担当部局が十分に連携をし、学校施設に求められる施設、整備等を明確にしていく必要があります。

防災タワーも大事かと思いますが、そこでの避難生活は難しいのではないかと思います。その中で、明和中学校施設は校舎等も老朽化して、これから建設にあたっていただくわけですけど、子どもたちの安全確保は勿論のこと、地域の応急避難場所となり、防災機能強化の観点からも、防災的施設を考えた校舎をどのように考えてみえるのか、お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 乾議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 明和町の各小学校につきましては、平成9年からですね、10年、15年、16年と、各小学校いわゆる耐震化工事をですね、一応全部済んでおります。

従いまして、今、言われておりますI S値は全て満たしておりますので、耐震化工事は済んでいるという形になっております。ただご指摘いただきましたように、これからですね、整備をしていく公共施設については、おっしゃるようになりますね、避難所あるいはそういったものに、なんていうんですか、提供していかなければならないということでもありますので、当然防災対策を十分念頭においてですね、整備をしていくことに相成ろうと、そのように思っています。

今、計画をされております中学校、一応あの中学校におきましても、平成9年に、一応耐震工事は行っておりますが、今度、老朽化という視点の中で、地震には大丈夫ですけども、老朽化という観点の中で、改築の計画をご論議いただいているところでありますが、これらについてもですね、防災上あるいは当然のことですが、避難所ということも念頭におきながらですね、整備を一応考えていかなければならないと、そのように思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

乾議員、再質問はございませんか。

○7番（乾 健郎） ありがとうございます。本当に中学校が一番、明和町の場合、防災にしろ、何にしろ、中心的な施設になると思いますので、そういう多面的な機能を持たせた形で、計画を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、小学校なんかで天井材等の非行構造部材の耐震化が、どこまで進んでいるのかを、ちょっと教えてください。

○議長（辻井 成人） 乾議員の再質問に対する答弁、教育総務課長。

○教育総務課長（西口 竜嘉） 体育館の天井材につきましてはですね、未整備のところを申し上げますと、大淀小学校、上御糸小学校、それから下御糸小学校、明星小学校でございます。ほかの小学校については整備は済んでおります。現状は以上でございます。教室は特に天井材の部分については、耐震の工事の時にも、補強の時にもしていますので、校舎のほうは問題ないと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

乾議員、再質問はございませんか。

○7番（乾 健郎） ありがとうございます。引き続き耐震化を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは、学校安全について、通学路の安全について、お聞かせください。昨今、登下校中の子どもが巻き込まれる交通事故や学校内外における子どもの安全を脅かす事件が発生するなど、学校における子どもの安全の確保が、喫緊の課題となっています。

国では、総合的かつ効果的な学校安全に関する取り組みの推進、文部科学省では、子どもの安全を守る環境の整備等、学校安全の充実に総合的に取り組んでいます。国土交通省、文部科学省及び警察庁が連帯して、平成24年、25年、26年度に引き続き、今年度も国土交通省、文部科学省及び警察庁が連帯し、通学路の交通安全確保の一環として、学校、道路管理者、警察、保護者等の関係者が参画して、合同点検を実施しましたと書かれています。

地域レベルの関係機関による連携体制の整備として、各地域における通学路の安全確保に関し、教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関や保護者、地域住民を交えて、連帯整備すること、緊急合同点検の実施として、こうした連帯体制の下、通学路の緊急合同点検を実施するとともに、点検結果を受けて、関係機関が連帯して、対策を検討することと書かれています。

明和町斎宮小学校の東野地区の生徒は、自転車通学を勝見集会所までしています。その中で町道明和中央線を横断して、通学しなければなりません。今の中央線はサニードロと接続して、大変な交通量です。その信号もない交差点を、小学校1年生、6歳から7歳の子どもが1人で横断することを、どのように思ってみえますか。

通学路の安全をどのように考えてみえるのか。町長、教育長、教育委員会のお考えをお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 乾議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 惠三） 一人でという中身もあると思いますが、朝の通学時点には、通学団で6年生が先頭で、指導しながら通学しているという状況もあります。この東野平尾地区の斎宮小学校の子どもたちは、40年前から自転車通学を続けておるんです。その間に、私も校長時代がありましたので、どういう方法が一番安全かという中身も検討させていただいたことがありました。

保護者の皆さん等も話をする中で、一番心配だと言われる方は、入学時の時に、1年生の母親が、子どもが小さいので心配やわという声は聞かせていただいております。ただ、それじゃ6年生の子がしっかりとみてもらって、通学していく様子を見てくださいというふうな話をさせてもらったりするわけで、その後、どういうふうな形をとれという形は、私のほうでもきておりませんでした。

あそこの道路を横断して、自転車で通学しているということ自身が、問題が1つあります。信号がある、ないに関わらず、そのことで一度自治会長さ

んが、斎宮の自治会長会議の中で、それをどう思うんやという話になって、教育委員会としては、一番近い学校へ行ってもらった、ことは住民の方やとか、保護者の方がいえば校区の編成はいくらもできますというような形で、話はさせてもらっていたんですが、その後の話の進展はございませんでした。

この通学について、いろんな形で検討していかなければならないだろうなと思っています。あそこのところに信号があったら安全かいうんやなくて、それだけの自転車通学をしていくことの問題点、根本的な問題をやはり解決していかないかんのではないかと、私自身は思います。

本当に地域の人やとか、保護者の皆さんと十分に話し合いをしていく。そういうなげ方は校長にもしてありますし、そういうことを地区懇の中でも言うてほしいという中身で進めているんですけども、40年来、こういう状況が今あるということの事実として、受け止めなければならないだろうと思っています。

通学路における点検の取り組みの中でも、随分とその問題で、信号機については教育委員会、それから、合同点検の中でも、町長にお願いして、通学路の第1部の希望として、信号機をつけてもらおうということは、議員おっしゃるように、10年ぐらい前からですね、もう常に一番の要望事項としてあげているんですけども、一向にそれができないというのは、これはこちらがやるわけではないので、やっぱり公安委員会がそれを良しとしなければできないわけですから、なぜかという原因もあると思います。

それと、それではなくて、やはりあの交差点をカラー舗装を少しさしてもろて、安全に気をつけてもらうような手立てやとか、そういうことは我々としてはしていく最大限の努力はしていくということに、今なっているところです。

根本的にどう考えていくかというのは、これから我々発信をしていきたい。いろんな方法があると思うんです。通学方法については、あると思いますので、また、そういうことを発信していきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

乾議員、再質問はございませんか。

○7番（乾 健郎） 今、教育長さんのご意見を聞かさせていただきました、40年放っておいてある。これはいかなげなもんかと思います。斎宮自治会連合会でも、10年以上前から信号機の設置を要望していただいていますし、最近では斎宮地区の第1要望として、書いていただいていることは承知していただいていると思います。

そして、今、特に朝の通学自体、6年生が1年生を誘導して通学していると言われましたけど、教育長、現状をご存知ですか。父兄の方が何人あそこで、毎日ね、誘導をしてみえるか。そのことを考えていただいて、今のままでよろしいか。もう一度ご返事ください。

○議長（辻井 成人） 乾議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 大変お世話かけていると思います。それは事実だと思います。だから、いろんな場所でこの県道を横断する時にも、平尾東野の方だけじゃなくて、明星でも毎日、通学団についていただいている。上御糸でもいろいろあるんで、その辺は頭が下がる思いをしております。40年間、放っといたんだという中身ではないわけで、いろんな形で話をしているんで、要望には応えていくつもりでおります。

信号機が付かないというのは、我々が信号機を付けてないという意味ではないんで、いわゆる信号機は公安委員会が付けるので、公安委員会に毎年、町長が一番で申請しています。何としても付けよという中ですけども、あの土地、交差点では信号機は無理ですというふうな言い方をされているように聞いております。

だから、抜本的に通学方法を変えなければならない。じゃああの平尾が一番近いところは、明星小学校です。明星小学校のほうへ校区の編成変えをしなければならない。それは地域住民の方々と、やはり保護者の方とも相談し

ながらしていかなとあかんように思います。

私一度斎宮の時に検討したことがあります。それも提案させてもらいました。スクールバスは無理としても、コミュニティーバスが明星駅へ通学バスとして行っています。平尾を通ります。今も通っていきまして、明星駅まで行くんです。そこから、電車で斎宮駅へ、斎宮駅から乗って行ける方法もありますよ。じゃあ帰りどうするんや、帰りは明星駅まで電車で来て、そこからコミュニティーバスへ乗れるかというのと、時間帯が大変。といいますのは、低学年、高学年の下校時間が違ってきますので、電車はあるとしても、そこからの道がないというのが1つネックになって、ちょっと中断されたことなんやけど、自転車通学で子どもたちが、これまでも安全安心で、親御さんも十分注意をされながら来ていたところに、子どもたちの自転車の乗り方等についても、随分と気をつけることについての認識は持っております、子どもたちにとっては。

それに乗っかっていって、今まで放置していたのかというご指摘がございましたけれども、やはり、それはやはり一度、こういう問題が議会でも出てきましたので、平尾、東野の保護者や、それから、地区の方と具体的にどうすればいいんかと。これ信号機の問題だけと違うんですね。校区やで、例えば乾さんは放っておいたんか、何とかせんかということであれば、校区の編成変えを、これから考えやないかんということも視野に入れながら、検討していきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

乾議員、再質問はございませんか。

○7番（乾 健郎） 今も教育長が言われましたように、信号機を第一候補として、要望していただいておりますとおっしゃいました。その点については、町長どうなんですか。今までこの問題を、私が質問させていただいてから、もう3年ぐらいは経つんじゃないかと思いますね。その間に、3基は最低でも町内で信号はついておると思いますし、今年も信号機の設置が別のところ

で、計画をされてみえます。そういう状態で、今の教育長の発言と整合性についていうんですか、その辺を教えてください。

○議長（辻井 成人） 乾議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 毎年ですね、明和町の場合は全町自治会長会議、そして、各地区での自治会長さんとの懇談会、これにはですね、単なる信号機の設置だけではなしにですね、いわゆる県道、国道、町道も含めてですが、危ない箇所、通学路の改善、スピードを緩めよとかですね、ここを一旦停車にせえとか、そういうようないろんな要望を、実はいただきます。

それをですね、まとめて毎年ですね、松阪警察署の署長宛てにですね、要望書を出させていただいております。特にこの平尾の中央線の部分についても、どうぞよろしくという形で、一番に挙げて要望をさせていただいております。ただですね、県下の信号機の設置の枠取りですね、これが毎年毎年減ってきているそうであります。

松阪管内に、いわゆる松阪警察署管内に配分される信号機の数ですね、1箇所か、多くて2箇所、そういうような状況であることを、まずはご理解くださいということで、署長さんはいつもおっしゃられます。そして、松阪警察署の1つの考え方としては、やはり通行量とか、いろんな状況を考えて、わかりますが、わかりますがという形の中で、やはり一つ必要なのは、交差点の改良等々も必要ですねという形の中で、今の状況の中では信号機の設置は、逆にいわゆるこれは車社会の1つの考え方だろうと思うんですが、信号機を付けることによって、さらに渋滞が起これと、さらに危険性が増すというようなことも、公式にはおっしゃいませんけれども、どうなのかなというような言葉もですね、聞かせていただきました。

ただ、我々としての1つのやらなくてはならないのは、要望を出されているところの、これは以前にも申し上げましたけれども、交差点の改良をやらないと信号機がつかないというのが、まず私の念頭にありますので、そのことを含めて土地の所有者の方々にもですね、これ協力をいただかないとでき

ない話でありますので、そういった方向でですね、信号機の設置の要望を、あわせて交差点改良、これを同時並行で進めていくことにしていかないとですね、皆さんの要望に応えられないというのが、今の現実でございますので、要望としては毎年一番で、要望として松阪警察のほうにさせていただいておりますが、なかなか予算も付かないという、そういう返答の中で、我々としてもちょっと、なんていうんですか、頭の痛い問題として捉えておるところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

乾議員、再質問はございませんか。

○7番（乾 健郎） 今まで全然町内に信号機が付いてないんならね、そういう言われ方も、ある程度仕方がないといわざるを得んところもあるかと思いますが、他の箇所についておるわけですし、斎宮地区で第1要望、自治会長会議でも10年来、第1要望でずっと、第1要望ばかりではないですけど、最近は第1要望で書いていただいておりますのでね、土地の買収も含めて、そういう方向性を出していただくということはできないんでしょうか、よろしく。

○議長（辻井 成人） 乾議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 今後、努力をいたします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

乾議員、再質問はございませんか。

○7番（乾 健郎） 何とかよろしく願いいたします。私も純地元ですもんで、勝見の集会所へお子さん来ていただいておりますもんで、ここでご父兄の方とちょいちょい話もさせていただきますと、よく言われますもんで、なにとぞよろしく願いいたします。

それから、斎宮跡関係、日本遺産関係で環境問題をどのように整備されていけるか。それと観光産業等の関係の環境は、どのように両立されていけるかをお聞きします。

ソフトとハード面についての計画をお教えてください。ハード面についてはそこへ行くまでの動線も含めて、考えをお聞かせ願いたいと思います。そして、観光面での環境づくりについて、旧参宮街道沿いに飲食店関係の計画を進めていけないものか。行政としての行動がとれないものか。土地の整備、空き家等の方向性、あるいは農協等の共同運営など、いろいろな研究をしていただきたいと思いますが、そういう方向性は今、考えていただいているのかどうか、お教えてください。

○議長（辻井 成人） 乾議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） ご質問の趣旨が、斎宮跡のいろいろな環境ということ、幅がそれぞれ広うございますけれども、現在取り組んでいるハード面、ソフト面、それらについてはご案内のように、歴史街づくり法の部分で、案内板等々とも含めてですね、取り組んでおりますので、そういった点、担当課長のほうから若干説明をさせていただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 文化財保存活用監。

○文化財保存活用監（中野 敦夫） 失礼します。今、ご質問のありました整備について、お答えさせていただきます。それで、史跡斎宮跡につきましては、平成24年に歴史的風致維持向上計画の認定を受けまして、25年から整備を始めております。それで、32年までの計画で、今、実施しておるわけなんですけど、動線も含めてということで、この計画書の中にはですね、斎宮跡の整備もそうなんですけど、非常に案内板とか、行き方が非常にわからないとかというようなこともありますので、主要幹線道路の場所にですね、どこに案内標識を立てたらいいかとか、そういう計画も含めて進めております。

そして、ハード面におきましては、国の支援もいただきまして、斎宮駅の北側の改札口の設置、それから、史跡公園口の休憩所の建設、また歩道、それから、散策道の整備、多目的広場を進めております。

それで、今、建設中なんですけど、観光案内所の建設、また、それに引き続いて、いつきのみや地域交流センター、総合案内板の設置等を行っており

ます。これにつきまして、来訪者がですね、史跡の中を回遊できるように、実施をしていくという計画で進めております。

それで、先ほど伊勢街道のですね、お話もどういうふうに観光的なということをお話もあったわけなんですけど、これにつきましては、伊勢街道の歴史的建造物の調査を25年から進めておりまして、現在、既に今の店舗のところにですね、パンフレットとか、そういうのを置いていただいて、仮説的な案内所は設置しているんですけど、今後ですね、そういう建物または私この部局じゃございませんけど、空き家調査とかしておりまして、庁舎内のですね、調整も含めて休憩所、飲食店などをですね、どういうふうにすれば、何ができるかとかですね、そういうのを今、検討しているところでございます。そういうことで進めているんですけども、それから、ソフト面におきましては、日本遺産の関係もございまして、知名度向上ということで、昨年、番組の製作とか、プロモーションビデオ等もつくっておりますし、また、日本遺産をめぐっていただく、地図アプリの斎宮アプリというのも作成いたしました。

それで、今、進めているんですけども、史跡内のところを、そういうアプリでですね、していただくW i - F iの整備も今、実施しております。また、本年度につきましては、近鉄電車、それから三重交通の観光バス等のですね、ラッピングをして情報発信をしていくということを進めております。以上でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

乾議員、再質問はございませんか。

○7番（乾 健郎） ありがとうございます。斎宮跡、皆さんにもいつも言わせてもろてますけど、ここは飲食施設が少ないと言われていいますので、何とかそういう面で努力していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、斎宮跡関係の緑地、先ほど一番最初にも言わせていただきま

したけど、やはりこういう公園的な施設には、緑地計画が本当に大事じゃないかと、私は常々思っています。緑地化25%、町長言われましたように、その基準をですね、やっぱりつくっていただいて、特に観光地等の緑地整備をされる場合、施設整備をされる場合は、芝生も緑地のうちですけど、なるべく木々のある程度の高さの緑地も含めた、緑地計画を進めていただきたいと思います。

最近していただきました歴史体験館の前の駐車場といいますか、広場をつくっていただきましたが、石とアスファルトが全てで一つも草一本緑はありませんので、そういう事業ごとに、緑地を考えていただくという方向をつくっていただきたいと思います。その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 乾議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 個々の事業ごとにという緑地をとというお話でございますけれども、基本的にですね、斎宮跡そのものは、史跡斎宮跡の植栽計画の指針というのが出されておまして、斎宮跡全体を捉えて緑地、植栽計画というのがなされておりますので、今回のご指摘いただいた、いつき茶屋のこちらのほうにつきましてはですね、あれは多目的の部分ということで、大型バスの駐車場も含めて、多目的に利用ができるという部分でございます。それと今ゴツゴツした石と、こう言われましたんですが、あれは一つは噴水をつくらせていただいて、子どもたちが親しんでいただけるように、水でのという意味合いの中でですね、考えさせていただいたことでございますので、おっしゃるように無機質かもわかりませんが、ただまだご案内のように、公有化自体もですね、いつき茶屋とそれから実物大の建物の間も、まだ公有化もなかなかご理解いただけない部分もございます。

しかしながらですね、いろいろな形の中で、基本的に植栽計画、その指針に基づいて緑化は進めていきたいと、そのように思いますので、部分、部分でご指摘のような点あるかと思いますが、全体を眺めていただいて、一つご理解いただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

乾議員、再質問はございませんか。

○7番（乾 健郎） 町長さんが言われることも、よくわかっていますし、いつも斎宮跡の課長さんらとも話をさせていただいておって、いつもああやこうや言わせていただいておりますわけなんですけど、やはりどこの有名な観光地へ行かさせていただいても、木々があるのとないのでは、本当に違うように思いますし、長い目で見ていただくと、そういう緑地計画は本当に大事じゃないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

時間がないようですので、それから、斎宮跡施設、建物や小中学校、そして役場等を一つのテーマを持った形で、一流の建築家に、明和町全体の建設計画、施設計画、緑地計画を、明和町にふさわしい形で計画していただいて、明和町のアイデンティティを築いていくほうが、観光的にもより有効になるのではないかと考えますが、その辺のお考えはないのか、教えてください。

○議長（辻井 成人） 乾議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 斎宮跡関係の公共ルーツという、それらについて一つのデザインとか、そういったものでアイデンティティをもって、やってはどうかという、そういうご意見だというふうに思います。今の歴史的風致維持向上計画の中ではですね、一つは色、色彩についてはですね、これは紫ということですが、紫にもいろいろございますので、一つ色彩の方針というのは、なんかJ I Sの規格の中でのこの色合いということで、決めさせていただいて、色を使う場合はこの色というようなことでは、計画を統一をさせていただくようには、させていただいております。

ただ、その地域内の動線とか、いわゆる便益施設とか、そういったものの色合いとか、あるいはそういったものについてもですね、これは一定おっしゃるようになりますね、いろいろ工夫をしながら、配置等も考えていかなければなりません。それらがですね、いわゆる公共施設のテーマをもって、一つ整備を進めていく、一つなのかなというふうな思いでですね、我々も今後、考

えていきたいと、そのように思っておるところでございます。

齋宮跡全体では建築物の制限とかですね、建物の制限とか、看板とか、そういうものは、これは文化財の関係の法律的に規制がされている、そういう部分がございますが、デザインの的には一つですね、ガイドライン的にですね、何か決めた中でですね、進めていくことも一つかなと、そのように思いますので、我々としては一つの基準を決める中でですね、進めていく、その方策も今後考えていきたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

乾議員、再質問はございませんか。

○7番（乾 健郎） ありがとうございます。そういうポリシーを掲げて、やっぱり進んでいただければ、より良い、少しでもより良いものができてるんじゃないかと思しますので、よろしくお願いいたします。

それともう1つ、齋宮跡関係で、管理環境についてお聞きします。齋宮跡関係の施設管理は、施設ごとに大変異なった管理体制をされています。やはり町行政としては、ある程度を基準を設けて施設管理をするべきかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（辻井 成人） 乾議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 今ですね、齋宮跡関連の歴史博物館は、県の管轄ですので、それ以外ものについては、指定管理ということで、財団のほうに一括お願いをしております。今、10分の10の建物の部分につきましては、これはですね、1つは歴街関係の部分の中でですね、地元の皆さんのなんていうんですか、関わり方ということで、実は宿題をいただいております。

従いまして、町直轄でいわゆる、呉竹倶楽部さんということで、自治会の自主運営の皆さん方に実はお願いをして、しばらくの間やってみてはどうかということでお願いをさせていただいております。

ただ新しいまた今度、いつきのみや地域交流館、これが完成をいたします。そうなった時にですね、おっしゃるように、これはこれ、これはこれという

バラバラでは、町のほうも管理運営につきましては、非常に困る部分もありますし、先ほど来おっしゃっていただいておりますように、統一がとれないと、またいろいろ問題も生じてくるというふうに思っておりますので、この体験館ができるあかつきに、一本化をする中で、あと宿題として国や県のほうからいただいております、地元の活用というのをどのように考えていくか。これを一本化する中でですね、きちっとその位置づけを考えた中で、管理運営体制を考えていきたいと、そのように思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

乾議員、再質問はございませんか。

○7番（乾 健郎） ありがとうございます。本当に呉竹倶楽部さん、今、本当に一生懸命に、いろんな形で対応をしていただいておりますので、いい方向づけを今後もとっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それから、農業問題についてお聞きします。今後のT P P問題、米価下落問題に対応するための環境づくりについて、どのように組織づくりを構築していくのか。明和町の農業を行政として、どのように発展していくのか。農業は食料の安全保障、景観の維持、国土の保全など極めて重要な産業です。特に明和町は稲作中心の農業が主産業でございます。今後の稲作農業の行方は、耕作放棄地がさらに拡大し、人口減少と相まって、条件が不利な集落からどんどん消滅していく方向で進んでいます。

町長はこの状態をどのようにお考えか、お示ください。

○議長（辻井 成人） 乾議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 農業問題につきましては、先ほど乾議員がおっしゃったようにですね、後継者問題、それらを含めてですね、非常に今もう一度再構築をしていかなければならないような岐路に立たされているのではないかな、そのように受け止めております。特にT P P問題、この国会で決着するのかなというふうな思いをしておりましたが、秋の臨時国会に委ねられることに相成りました。

ただ、アメリカの大統領選が行われますが、今、2人の候補者はTPPについては、どうもあまり賛成ではなさそうなことが言われているように、新聞報道でお聞かせをいただきます。そうすると今まで積み上げてきたTPP問題、どうなるのかなということは、これは政府にとってももう一度考え直していかなければならない事項なのかなというふうな、末端で思っているところでございます。

しかしながらですね、おっしゃるように明和町の課題としては、1つは後継者問題、今まで60歳まで働いてみえた方が、いわゆるなんていうんですか、それ以降まだ元気やもんで、いわゆるもう一度農業をやってみようかという方もたくさんおります。そういう中で、もう体力的に難しい、息子も農業に就かないということで、いわゆる認定農業者の方にですね、委託される方とか、その2種類が実は今、我々実感として受け止めております。

そういう中でですね、全てが担い手にうまく移行していけば、これは農業農村がおれるということではありますが、その中で一番課題になりますのは、先ほどおっしゃっていただきました耕作放棄地、それから、これから課題となりますパイプラインとか、そういったものもですね、大きな課題となってきます。

そういう中で国の施策とあわせてですね、町としてもやはりこの基幹産業であります農業農村をどう守っていくか、もう一度新たな農業委員さんも新メンバーに相成りましたし、農業委員会の中にこれからの農業をどのように考えていこうかという推進を図っていただく組織もつくっていただきましたので、そういったところとですね、いろいろ意見を交わしながら、明和町の農業づくり、農業農村この整備も含めてやっていかなければならないと、そのように考えておるところです。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

乾議員、再質問はございませんか。

○7番（乾 健郎） ありがとうございます。そのためにも、方策として、

私の最も有効な政策として、明和町行政、農協と認定農家が1つになる組織化を、今、町長も言われましたけど、認定農家の人たち、組織化と認定農家の人たちの大規模農家や農業法人への取り組みの指導と、中間管理機構を利用した農地の集約化、そして、減反の廃止に伴う転作作物の方向性を奨励して、効率の良い飼料用米等や明和町の土地に適した作物の探求をして、生産増加を図ることだと思います。明和町として、国や関係機関への陳情も大事ですし、とれる政策や誘導を進めることだと思います。行政としての説明や誘導も大事だと思います。いかがですか、思い切ったことをしなければ消滅していく集落が、明和町にも増えるんじゃないかと考えますが、お聞かせをください。

○議長（辻井 成人） 乾議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 地域農業の基盤を図っていくために、今、我々としては、JA多気郡農業協同組合、これを中心にですね、3町、そして松阪市、それから松阪の農林事務所等々を含めてですね、いわゆる多気郡農業振興協会というのを、実は組織をさせていただいております。先日もですね、この組織で若手の農業育成、やっていこうという方々の現場も見させていただく中で、その方々に対する支援というのを、どのようにやっていったらいいか、どういうことをいろいろ協議する場をですね、設けております。

ただ、おっしゃっていただきましたように、担い手さんとかですね、そういった方々も加わって、どういう場面が少しできておりません。町としては昨年、以前にですね、担い手さんだけ寄っていただいて、いろいろ担い手さんの思いとか、あるいは困っていること、そういった聞く場をですね、設定をさせていただいて、懇談会形式でありましたけれども、そういう場を設けさせていただいて、何とか施策に反映できないかということで、やらせていただいたことがございます。

しかしながら、これからですね、いろいろやっていこうということになってきますと、特にうちは米作ということですので、JAさんの米作部会、こ

れも立ち上がって、いろいろ担い手さん、あるいはそういった方々とのお米づくりの部分とか、あるいは生産調整、転作の部分もですね、いろいろ相談にもものってきていただいておりますので、できればそういう機会を通じて、これからの農業、特に米作をどういう形で、集約していったらいいのか、おっしゃるように、担い手さんだけではなくに、営農集落という形もございしますので、勝見さんはじめですね、いろいろなところでも一部立ち上がってきてつつありますので、そういったところの組織も大事にしながらですね、対策を練っていききたいと、そのように考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

乾議員、再質問はございませんか。

○7番（乾 健郎） ありがとうございます。本当に今、農業が岐路に立っておりますので、担い手さんや認定農家の方と、十分会議をとことん重ねていただいて、良い農業環境をつくっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、乾健郎議員の一般質問を終わります。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

議事整理のため暫時、休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

隣の時計で3時まで。

（午後 2時 50分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3 時 00分）

3 番 中 井 啓 悟 議員

○議長（辻井 成人） 5 番通告者は、中井啓悟議員であります。

質問項目は、「公共施設整備事業の今後の方針について」、「農業行政について」の2点であります。

中井啓悟議員、登壇願います。

○3 番（中井 啓悟） 議長より登壇のお許しをいただきましたので、事前通告に基づいて一般質問のほうをさせていただきます。

まずはじめに、4月14日に発生した熊本地震によりお亡くなりになられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に対しお見舞いを申し上げます。

それでは、質問項目の1点目、公共施設整備事業の今後の方針について、お聞きいたします。熊本地震では、熊本県内45市町村のうち、5市町が本庁舎の使用停止に陥りました。4月16日の本震で、震度6強を観測した宇土市は、鉄筋5階建て庁舎の4階部分が押しつぶされましたが、平成15年の耐震診断で震度6強には耐えられないとの判定が出されていました。

また人吉市の庁舎も、平成13年の耐震診断で、震度5強の地震で倒壊の危険性を指摘されていましたが、財政問題などから実現されませんでした。八代市、大洲町、益城町も同様に財政難などを理由に、耐震化は先送りされております。

緊急時の司令塔となるべき庁舎が被害を受け、使えなくなった例が目立ちましたが、今回の熊本地震は想定外で、この地域には大地震の発生がないと思われていたため耐震化が遅れていたというのも原因の1つではないかと思います。

庁舎は災害応急対策や復旧対策の拠点であり、耐震性や耐火性の確保に努めなければ、災害後に被害を被るのは市民、町民の皆様であると思います。そこで何点かについて伺いいたします。4月22日の公共施設検討特別委員会において、庁舎、中学校の耐震強度はどれくらいか。また、今後の財政計画についての資料提供をお願いいたしましたが、どのような状況でしょうか。

○議長（辻井 成人） 中井議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 現在、公共施設等特別委員会の中で、ご検討いただいております内容等についても、ご質問をいただきました。今回の熊本の地震は日奈久断層帯で起こった、14日のマグニチュード6.5の前震、それから、16日未明に起こりました、隣り合う宇田川断層帯で起こったマグニチュード7.3の本震が誘発されて、2度の震度7を記録するなど、想定外の揺れをもたらした過去に例のない地震ということに相成りました。

その中で、先ほどご指摘がありましたように、熊本県内45市町村のうち5市町がいわゆる庁舎機能を失い、その後のいわゆる災害復旧等々に大変遅れをとったというようなことから、庁舎の耐震化がクローズアップされてまいりました。その中で、庁舎とあるいは中学校の耐震強度ということの内容につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。庁舎と中学校の耐震強度についてのご質問でございます。まず耐震基準につきましては、I S 値の耐震指標における0.6の値は、震度5強で建物が倒壊しないとされる数値で、その用途、庁舎あるいは病院、学校などの用途でですね、用途に応じて重要度係数が加算されます。

庁舎につきましては、重要度係数1.5を加算し、0.9以上が必要となりますが、現状は0.6と下回っております。また、中学校は重要度係数1.25を加算し、0.75以上必要となりますが、中学校の校舎3棟、体育館のうち校舎2棟は0.7の値で、0.05下回り、1棟は0.79、体育館は0.86と上回っております。

震度5強での耐震性につきましては、中学校、庁舎とも倒壊はしない数値でございます。人命は守られる水準にあると考えられますが、庁舎は災害対策本部として発災後すぐに機能しなければならない施設でございまして、その機能維持が困難なレベルのダメージを受けるものと考えられます。

なお、平成26年3月に三重県が発表いたしました南海トラフ地震による明和町の被害想定では、理論上、最大クラスで震度7、過去最大クラスで震度6強が想定されております。想定上の震度に見舞われた場合は、中学校、庁舎とも相当なダメージをおうものと考えられるところでございます。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（中井 幸充） 財政計画の資料提供ということでございました。今、正直申し上げて、中学校、役場、大淀小学校、そういったものをですね、どの順序で並べたらいいのかということの財政的なシミュレーションを、実は財政のほうでちょっとつくらせていただいておりますので、次回のですね、いわゆる特別委員会の中で、それら検討材料を提供させていただきたいと思っておりますので、今日のところは申し訳ございませんが、財政シミュレーションは特別委員会ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

○3番（中井 啓悟） 中学校を優先するとは聞いているんですけども、先ほどお聞きした耐震強度から庁舎と中学校のどちらが危険であると考えておりますか。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 次に来る地震の規模がですね、どれだけかというこ

ともありますが、必ずしも役場が、あるいは中学校がどちらが危険度ということではございませんので、あくまでも数値というのは理論上の話でございますので、揺れ方とか、あるいは状況によってということでございますので、正直なところどちらが危険度が高いということについてはですね、ちょっと差し控えさせていただきたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

○3番（中井 啓悟） 熊本の震災で、庁舎機能がマヒしていることについては、どのように考えておられますか。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） これについてはですね、我々も東日本、あるいは阪神・淡路大震災もしかりですけれども、地震そのものものが一時というときと変ですけれども、そののがあってということなんですが、熊本の特徴的なものは、いまだにですね、いわゆる震度4とか、5とかの地震が揺すっているということの中で、後々の対応がですね、非常に遅れているというのが、今の状況かな、そのように思います。

その中で2回も震度7の揺れで、起こったということの中では、おそらくですね、一度の震度7であれば、持ち堪えた部分もあったのではないかなというふうな思いもしませんが、これからの状況の中では、明和町においてもですね、一度の地震だけで収まるんではなしに、2度、3度というこういった揺れ方、そういうのがあるのではないかなと、そのように思います。

そういう中で特に言われておりますのが、住民の安否確認、あるいは物資の補給、それから後々の話でありますけれども、よく我々として住民に一番率先してやらなければならないのは、仮設住宅の建設、あるいは罹災証明、そういったところですね、熊本の地震を振り返ってみますと、やはり町民の生活、あるいは市民の生活への影響がですね、さらに庁舎の崩壊によって使用できなかったということについて、大きな影響が出るというふうに考えてい

ます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

○3番（中井 啓悟） 南海トラフ地震の発生確率はどんどん高くなっていると思います。公共施設特別委員会などのことを、よく言われるんですけども、議会に任せることなく町長の判断、町の判断で建設の順番を決めるべきであると思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 最終的には、私の決断でどちらにするかということについては、決断をしなければならないというふうに思っております。ただ、今の段階で特別委員会でいろいろご論議をいただいておりますので、それらを参考にさまざまな状況を勘案しながらですね、決断を下していきたいと、そのように思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

○3番（中井 啓悟） 私は専門家ではないので、詳しいことはわかりませんが、明和町において直下型地震はこないというような意見もあるんですけども、今後、30年以内での発生確率が低いと言われていた、熊本県で想定外の地震が起こってしまい、明和町においても例外ではないはずです。熊本県熊本県内の市町村は、その想定外の地震で大変な苦勞をされておりますが、南海トラフ地震の発生確率は90%近くになっていると聞いております。

熊本地震の教訓を明和町が今後どのように生かしていくか、早急な対応をお願いし、次の質問に移ります。

続きまして、公共施設の2点目、個人住宅等の下水道事業接続に関する取扱要綱について、お聞きいたします。この要綱を要約すると、公共下水管、農業集落排水の配水管から100m以内にある敷地面積1,000㎡未満の個人住宅を対象に、処理施設に余裕があれば工事費用最大750万円を、町が負担する

といった内容になりますが、私の解釈に間違いはございませんか。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 失礼します。この要綱は公共下水道及び農業集落排水の区域外等におきまして、下水道施設への加入を希望する個人住宅で、新たに下水道本管の布設をすることが必要な場合に、申請者の2分の1負担により町が工事を実施し、下水道への接続を認めるという制度でございます。当要綱の対象条件につきましては、先ほど議員が言われましたように、下水道本管から100m以内に建築する敷地面積1,000㎡未満の個人住宅で、事業費は1,500万円を限度額としておりますので、町負担額の上限は2分の1の750万円ということでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

○3番（中井 啓悟） 浄化槽の設置補助と今回の要綱の違いを、明確に説明してください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 合併浄化槽設置補助金につきましては、公共下水道、それから農業集落排水の供用開始区域外の住宅等を対象に、浄化槽設置に対する補助及び単独浄化槽、それから汲み取りトイレからの転換に対する撤去補助、配管補助等を行っております。

なお、宮川流域関連公共下水道の認可区域では、国県補助の対象となりませんので、町単独で一律10万円の補助を行っております。

これに対して個人住宅等の下水道施設接続に関する取扱要綱は、公共下水道それから農業集落排水の整備が終了した地域で、下水道本管が近くになく、下水道への接続が困難な場合、また多額の個人負担が必要な場合などの負担軽減措置として設置をしたもので、要綱の対象となります下水道本管から100m以内の範囲では、合併浄化槽を設置補助の対象者と重なります。その際、対象者の方は下水道接続と合併浄化槽設置を選択することになりまして、

立地条件とか、建築計画、継続面等を考慮して判断していただくということになります。

それで合併浄化槽設置補助は、設置する浄化槽の人槽別等により、要綱に定める金額を町が補助するものでございまして、それに対して個人住宅、この要綱につきましては、事業主体が町で、事業費の2分の1を負担していただいて、町が実施するという制度になります。以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

○3番（中井 啓悟） 下水道区域は都市計画決定、農業集落排水は事業当初の計画区域が前提にあるはずだと思いますが、最大750万円を町が負担してまで、下水道につないでもらうメリットというのは、どこにあるんでしょうか。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 議員が言われましたように、公共下水道区域は都市計画決定、農業集落排水は事業当初の計画区域が前提となりますが、この事業の実施期間中であれば、個人の申込等に基づきまして、下水道の本管の布設工事の延長を延ばすことが可能であります。しかしながら、その事業が終了してしまうと、本管の延長も、それから、本管への接続も全て個人負担となりまして、多額の負担を要するため、この制度により負担を軽減しようというものでございます。

750万ということなのですが、明和町は平坦地ですので、通常の自然流下による工法ができない場合もありまして、その分を考慮してあくまで上限ということで、高めの金額設定をしております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

○3番（中井 啓悟） 町が750万円を補助するということは、個人負担額も750万円ということになります。自分の立場に置き換えてみれば、下水道接

続にしても、合併浄化槽を設置したとしても、住宅内の排水施設や衛生設備に差が出るわけではないのですが、何故その下水道の接続にこだわる必要が出てくるのか、お聞きしたいのと。敷地面積1,000㎡未満の個人住宅と規定していますが、これは何人家族を想定しておられるのか。また最大750万円の補助額というのは、浄化槽であればだいたい何人ぐらいの想定になるのか、お教えいただきたいと思います。

それと、一般的な住宅の浄化槽に対する町の補助は平均していくらぐらいになるのかも、あわせてお願いします。町が目的とする公共用水池の水質を守るというのは、合併浄化槽でも達成できているはずだと思いますが、750万円という大きな金額の補助をしてまで、町の下水道の基本的な考えに沿わなければならないというわけではないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 細かい部分は担当課長に委ねますが、そもそも明和町の下水道計画というのは、たしか平成4年ぐらいに計画がなされたというふうに思います。その中で全町流域下水でやっていくのか。あるいは合併浄化槽でやっていくのか。あるいはというような議論を、その時に行っていました。工事費あるいは維持費、耐用年数等の費用対効果、これらもですね、検討を行った結果、町としては公共下水道と農集の集合処理で整備をしていくという方針を、お決めをいただき現在に至っておるところであります。

この時にですね、いろいろ議論がされたのは、下水道につなぎ込みができない世帯、町がそういう場合は合併浄化槽を設置して、管理していくのかという、そういうようなお話もいただきました。最終的には農業集落排水事業、そして、流域下水道が整備したあかつきに、それらが及ばないところについては、町が合併浄化槽の管理もですね、やっていくということでございますが、その場合には最終的に下水道へのつなぎ込みが、とにかく基本であるということで、少しでも不公平感、不公平な部分をですね、解消していこうと

いう、そういうことで緩和措置、いわゆる今回の補助事業は、補助要綱を作成したところであります。

これは今までにも、事業をやっている時に、じゃあなぜつなぎ込みができなかったのか、これは事業をやっている、動かしている時はだめだということで、断らせていただきました。しかしながら、目の前に、あるいは100mぐらいのところに本管がきているのに、なぜつなぎ込めないのかという、そういったご質問やご意見は、議会のほうからもたくさんいただいております。事業が一応農業集落排水事業、終了いたしました。

そして、流域下水道事業は面的な整備であります、その面的な部分に入らない集落、あるいはお家が実は現実にございます。そういった中で、やろうとすれば当然、町単事業でやらなくてはならないわけではありますが、これらに町としては何とかこういった方々にも、全部なんていうんですか、つなぎ込みをしていただいて、処理をしていきたいと、そういうふうな思いであります。一応100mという線を引かさせていただきました。

しかしながら、100mでも拾えない部分があります。これらについては先ほど言いましたように、最終的に合併浄化槽も町の管理で行っていくという、そういう方針を立てさせていただいた中で、現在、事業を進めております。そういう中で住民の皆さんにとってはですね、選べないというか、地域、地域によって、町が事業を取り入れた経過があります。農業集落排水事業、それから流域下水道事業、住んでいる住民さんは直接的に、私こちら、私こちらと選べないわけありますので、どうしてもこういった漏れというのか、考え方に外れてくる部分が出てまいりますので、我々としてはこういった要綱でもって、ひとつそういったところを救っていこうというか、最終的な明和町の汚水処理は下水の集合処理でやっていこうという、そちらへ結びつけていきたいということで、こういう提案をさせていただいたのが本音であります。

ただ、金額がどうなのという部分ではありますが、これは担当課長が説明さ

せていただいたように、100m以内でやっていこうにも、いわゆる明和町は平坦な地域が多うございますので、途中いわゆるポンプで圧送しなければならないとか、いろんな条件が重なってくるというふうに、担当のほうから説明を受け、それらについて最大限どこまでなのという、そういう費用計算を概算ですが、させていただく中で、およそこれぐらいあればいいかなということでございます。

いわゆる排水管だけであればですね、そんなには費用はかからないが、プラスアルファーいわゆるポンプの圧送ポンプ、それらを含めると、その額になる。それでもという形であれば、初期の目的であります集合下水管につないでいただけるのではないかと、そのように考え要綱を制定させていただいたところでございます。細かい数字については、担当課長のほうから説明をさせていただきたいと思いますが、要綱の設置についての考え方は以上のとおりでありますので、どうぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） いくつか細かい質問をいただいたと思いますが、まず1つは1,000㎡未満の個人住宅は、何人家族を想定かということがあったかと思いますが、この1,000㎡以上という数字は、1,000㎡以上になりますと、開発の対象となることから上限として設定をしましたが、この数字から何人家族を想定ということではございません。1人世帯の家もあれば、4人家族、2世帯で6人、8人という家族もあろうかと思います。それが全て対象でございます。

あと750万円は浄化槽であれば何人槽かということですが、浄化槽補助の対象は高度処理の区域、放流先が祓川の区域を除きまして、10人槽までとなっております。個人住宅等を対象にしているので、10人槽までということでございます、補助の対象は10人槽。

金額なんですが、人槽により違うわけですが、それも新築による場合、単独浄化槽やトイレからの転換の場合でも違いますし、先ほどの区域によって

も違います。一番最低の金額が、新築で5人槽で24万円、高度処理の区域で転換も含めたのが、10人槽で83万2,000円でございます。平均ということになりますと、だいたいですけども、40万円程度になろうかと思います。以上でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

○3番（中井 啓悟） この要綱で100m先、下水管より100m先に例えば5人家族の住宅が1軒建ったとして、そういう想定をして、それにあった太さの下水管をといるのを決めて工事すると思います。その下水管は町の財産になると、いずれ町の財産にさせていただくというふうに、以前お聞きしたんですけども、その分、その100mの間に何軒かの家ができて、接続を希望した場合、その下水管の汚水量というのは、当然ながら増えますよね。そうなった場合、当初の1軒分の下水管の太さでは、先ほど町長も答弁いただきましたけども、ポンプなんか、自然流下できないということで、ポンプなどの、もっと大きな金額になって、町の負担が増えることになると思うんですけども、その辺りの将来的な計画というのは立てておられるのか、聞かせてください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 本管の扱いというのは、議員が言われましたように、最終的に帰属していただきますので、町の財産になります。その太さなんですけど、最低でも150以上ありまして、数軒の場合はそれで十分対応できると思います。件数によってはできない場合もあろうかと思ひまして、その場合はまた新たにというようなこともあると思います。その辺は、あくまで個人の希望によって出てくるものですので、それに対する計画というのは、特にございません。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

○3番（中井 啓悟） それでは、全国の市町村で、この明和町と同様の要綱を設置し工事をしている市町村はあるかどうか、教えてください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 下水道の区域外接続に関する取扱要綱というものを設置しておる市町というのは、県内でも多数ございますが、その際に、本管工事の一部を市町村が負担するという制度を設定している要綱は、インターネット等で調べた限りではございませんでした。

ただ、しかしながらですね、先ほど町長のほうからも申し上げましたが、公共下水道、農業集落排水の事業が終了した地域においては、事業が終了してからの接続は全て個人負担になるということから、膨大な費用かかかってまいりますので、その負担軽減措置として、そういう判断からこの要綱を制定しておるということでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

○3番（中井 啓悟） 午前中の質問にもあったんですけども、福祉事務所の話が出ておったと思うんですけども、全国的にあまり例を見ないので、二の足を踏んでおるといような状況が明和町にあると聞いておったんですけども、逆に日本全国どこの市町村も実施していない事業費の負担をする、この要綱がどういうことがきっかけで、明和町がつくろうというお考えになったのか。また、町民さんからの要望など多数受けてのことなのかというところを教えてください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 区域外における個人住宅の新築にあたっての接続の相談というのは、年に何件かございます。前面に管路が布設されている場合は、接続費用のみで済みますので、よろしいんですが、この要綱のように新たに本管を接続しなければならないと。そういう場合は距離にもよりますが、多額の個人負担が発生します。

一般的にはですね、合併浄化槽の補助制度がありますので、こちらを選択されるんですが、中にはですね、合併浄化槽を設置したくても、放流先が農業用排水とかで、なかなか放流が難しいというような場合も、稀にございましてですね、そういったこととか、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、本管の延長を延ばすことが、個人負担になると、そのような含めてですね、こういう要綱を設定したということでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

○3番（中井 啓悟） 町がこの750万円を負担するという、この要綱は財政的に厳しいといわれている中で、すべき施策なのか疑問に思います。この要綱は個人負担も750万円ということで、特定のお金持ちの方しかできないのかなと。

それで、またその人たちのためにつくったものであるのかなと、疑わざるを得ません。この工事費用の半額は、明和町の皆様の税金を充てることになります。まず、すべきことは本来の下水道、農集区域内の接続率を上げる努力というものをさせていただくのを、お願い申し上げて、今後もこの要綱の経過を見させていただきたいと思います。

続きまして、農業行政についてお聞きいたします。

昨年、1月から止まっている農振除外は、今現在どのような状況で、なぜこんなに遅れてしまったのか、説明をお願いいたします。農振除外が遅れている申請者に対して、町として遅れた理由を詳細に説明する義務があると思いますが、いかがでしょうか。

また、しているのであれば、どのような説明をしたのか教えてください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、農水商工課長。

○農水商工課長（松本 雅之） 明和町の農振計画の変更、いわゆる農振除外につきましては、7月末と1月末にその要望申し出を受付いたしまして、異議申立等がない場合は、通常概ね6カ月程度の期間をもって、変更手続を

決定いたします。ご質問いただきました平成27年1月末分で受け付けしました農振除外要望申し出は、大淀地域の牛舎建設計画に伴う農業用施設用途区分変更申し出を含め、通常であれば6月中にも変更、平成27年の6月中にも変更決定となる見込みではございましたが、変更案の公告縦覧の後、いわゆる異議申出等の法定手続きがございまして、結論といたしましては、27年12月に県のほうが、その申立てを棄却するという経過になっております。

この6月から12月までの異議申立等の手続きは、あくまでも法定手続きの処理期間でありますので、その期間の遅れを要したことにつきましては、ご理解をお願いしたいと思います。本来でありましたら、平成27年12月に県が申立てを棄却した時点、この以降ですね、明和町は速やかに県知事の同意を経て、農振計画の変更手続きを完了すべきところではありました。

ただ、27年9月の町議会定例会でも請願書、反対の関係の請願書の採択や同意見書が議決されたという経緯、また地元でも建設反対にかかる協議会が発足いたしまして、協議会のほうで集めていただいた反対署名も、ちょっと古いんですが、5月の時点では3,500を超えるというふうな状況となっております。

町としましても、これらの状況を踏まえまして、地域の皆さんの不安や懸念を少しでも払拭し、ご意見等をお聞きする中で、その結論について慎重に判断をしていくためにという趣旨で、牛舎の建設計画者と反対連絡協議会、地元の協議会の皆さん、それから、明和町の担当、町長以下担当も出席する中で、三者の協議を1月と5月に行いました。

町では2回目の5月の協議結果に基づきまして、5月末に県知事のほうに農振変更の手続きを行いまして、これらの経過につきましては、5月18日の全員協議会で報告いたしましたとおりですが、その結果といたしまして、6月8日付けで、平成27年1月受付分の農振変更の手続きを全て完了いたしましたところでございます。

質問の中で、2つ目の事項といたしますが、申請者に対しての説明はどのよ

うなものかというご質問をいただいております。先の答弁に係る農振除外申し出いただいた方、4件、それと、手続き中にさらに受付しました27年7月末受付分の申し出者7件、合計11件申し出者の皆さんにつきましては、随時申し出者の皆さんのほうから、電話や窓口等でお問い合わせをいただきまして、その都度、ご状況等を説明の上、町の手続きの遅れのほうにつきましては、お詫びをしてまいりました。

また、この11件の申し出者の皆さんに対しましては、本年の3月17日付けなんですけども、当該案件は異議申立等で、不服審査の申立てがなされ、十分な審議が求められており、解決の目途がたっていない状況にあるとともに、農振計画の変更は同時期に、先に申請された案件手続きを完了しなければ、他の案件の手続きを進めることができない。これらのことから、ご申請いただいている手続きの完了時期につきましても、明確な予定日を回答しかねる状況にあるという旨の説明、これ3月時点の状況であります、その旨を通知にて説明させていただきましたところです。

ただ、申し出者の皆様の例えば住宅の建築でありますとか、事業所の皆様の進捗等に多大な影響、御迷惑をおかけしましたことは、まぎれもない事実でございます。今回の農振手続きの大幅な遅れに対する行政の説明といたしましては、先ほど私が述べました経過については、ちょっと些か手薄でありますというか、不十分な面もありまして、配慮に欠けていた部分もありますということで反省もしているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

○3番（中井 啓悟） 最終的に県へ申請を上げるのであれば、もっと早くに町が判断、決断していれば、住民さんを反対や賛成やと混乱させることはなかったと思いますし、同時期の農振除外申請をしている皆さんにも、迷惑をかけることもなかったと思います。このような事態になった責任は誰にあると思われているのか、教えてください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 長である私にあると思っています。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

○3番（中井 啓悟） 今後について、農振法上、問題のない案件が出てきた場合において、どのような対応をされるのか、お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 今回の牛舎問題もしかりであります、特にですね、そういう事業者の皆さんと、やはり議会でもの部分でもありましたが、地元とですね、やはりきちとした理解をですね、得ていただくように、我々としてはまずは事業者の皆さんにお願いをしていきたいと、そのように思います。また、地元の人でもありますね、十分にその事業者の説明を受けていただいて、納得の上で、物事を進めていただくように、お願いをいたしたいと、そのように思います。

法的に問題がなかったとしても、やはり事業主さんとして、地元を受け入れられないようなことではですね、これから先のいろいろな問題が発生してくるといふふうに思いますので、私としては問題がないから全てオッケーということではなしに、双方が十分に説明し、納得の上で物事を進めていただくように、これから行政的には指導をしてまいりたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

○3番（中井 啓悟） 事業者が地元理解を求める、また地元のほうも事業主に説明を聞くというような答弁をいただいたんですけども、法令的に問題がなくても、今回の牛舎のようにですね、例えば議会で反対請願が採択されるようなことがあって、農振上問題がなくても、近隣住民さんの反対などがあつた場合やとか、事業者が地元理解を得られない。地元の方も事業者の説明を聞かないといった場合には、法的に問題がなくても農振整備計画、今

後も止まりますという理解でよろしいんですか。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 止まるということではございません。あくまでも理解を得た中で、進めていただくということでございますので、今回は一定の法的な手続き、反対とか、異議申立とかですね、そういった手続きが終わった時点で、本来ならという課長の説明を申し上げましたが、これは議会のほうで反対請願が出て、私のほうに執行者側に意見書も出されている。地元からの反対の署名も3,500、最終的にはそういう数字になってきた、そういう中で、私としては双方がやはり歩み寄る、いわゆる話し合いの場の中で、円満解決ができないかという、それは行政の仲立ちの中ですね、双方が理解を得ていく、そういう場面をまず私としてはつくるべきだと、そういうふうに思いました。

それで、その段取りをですね、早急にということで、12月以降にやっていたわけですが、反対協の人は会う必要がないというようなことで、なかなかテーブルにつこうとしませんでしたし、仕事とかいろいろな相手さんの都合もあって、1月の終わりになってしまったわけでありすけれども、そういう中でもですね、何とかですね、やはりお互いが申し上げましたように、やはり理解があって、はじめてそこで事業が成り立つというふうに、私は思っておりますので、そういう努力はやはり行政側として、一定、背中を向けた中ですね、このまま突っ走っていくんじゃなしに、なんとかお互いに歩み寄れるところはないのかどうか、そういう気持ちでですね、段取りをさせていただきました。

従いましてですね、法的になんていうんですか、問題がないか、これは何遍もですね、反対協の人たちにも言わせていただきました。あなたたちがどれだけ反対してもですね、そして、私の町長としての止めるべき課題では、問題ではありませんと。そのことも十分反対協の人に説明をさせていただきまして、何とか歩み寄る、そういういわゆる理解をしていただく気持ちはな

いのかという説得を続けてきた結果でございますので、その点をご承知をいただきたいと思います。これからこういう経験を踏まえてですね、そういう問題が起こりそうな時には、逆にいうたら手続き上、なかなか入らないということもですね、あり得るのかなというふうに思いますので、よろしくご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

○3番（中井 啓悟） 行政というのは公平中立の立場であって、また、法令順守で物事の判断をするべき立場であるとも思います。今後の案件等についても、同じようなことが再発しないような判断と決断をしていただくことをお願い申し上げて、次の質問に移ります。

最後に農業行政の2点目、農業委員会の定年制について、お聞かせください。町は本年1月に、農業委員の定年制についての内規をつくり、3月に各地域から農業委員候補を選任され、町は2名の75歳を超える候補者をそのままあげて、議会の判断で採決され、2名の方が否決されることとなりました。

本来であれば75歳の定年制を敷いたのは町であり、地区から75歳を超える方を選任された時点で、十分な説明をした上で、地区に取り下げてもらふべきというのが本来であると思います。そこで、お伺いします。

定年制について、国では農林水産省経営局長の諮問機関、農業委員会に関する懇談会で、定年退職者などが生きがいや健康維持にも寄与する、機能などの動きから適当ではないとの否定的な意見もありますし、県の指針では法的根拠がないのに好ましくないとの見解も出ているそうです。

また、私が調べたところによりますと、全国的にみても定年制を決めている自治体は1自治体のみありますが、健康に問題がなければ定年を問わないとあります。実質的に定年をひいたのは、明和町だけとなりますが、なぜ国も県も否定的な意見がある定年制を、明和町だけ急いで導入したのか、本当の理由をお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中 一夫） 失礼いたします。農業委員の定年制の導入につきましては、昨年12月8日に開催されました総務産業常任委員会協議会におきまして、議員の皆様から農業委員にも一定の年齢制限があったほうが良いという旨のご意見をいただきました。また、制度の変わり目でもあり、その機会に内規をもって、選考できるよう整備し、1月21日に開催いたしました選考委員会におきまして提出させていただき、ご審議の上、お認めをいただきました。

また、今回の農業委員の選出方法は、公職選挙法から推薦及び公募にて議会の同意を得る、町長の任命制度に変更となりました。市町村長は委員の任命にあたっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが無いよう配慮しなければならないとなっており、今後の農業を見据える中で、若者の農業委員の登用を鑑み内規を決めさせていただきました。

農業委員を誰に任命するかにつきましては、任命権者であります町長には一定の裁量権がありまして、委員の選考に関する内規につきましても、その合理性が認められれば、その規定に基づき選考できることも裁量の範囲であると考えます。任期である3年間に委員としての職務を全うするにあたり、健康状態に留意すれば75歳以下という基準は、3年の委員としての活動に支障がないと認められることを目安になる年齢ではないかと考え定年制を導入しました。以上でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

○3番（中井 啓悟） 総務産業常任委員会協議会からの意見があつて、今回の75歳の定年制の考え方が出てきたということで、よろしいですか。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 当初の段階では、私どもは定年制を設けないと、考えて

いないということで、担当課長のほうが説明をさせていただきました。しかし、多くの議員さんのほうから、新しい制度が変わる、この機会を通じて定年制を設けたらどうか、そういうご意見がございました。そういう中で私どもとしましては、例えば民生委員さん、あるいは保護司さん、あるいは人権擁護委員さんも議会の推薦をいただく中で、一定の年齢、これが75歳で統一をされておりますので、農業委員会も公的な機関でありますので、ひくとすれば75歳かなというようなことで、ただ75歳ということで、きちっとした定年制ということであれば、条例でこれはひかなければなりません、そうではなしに、先ほど来お話がありますように、概ねという言葉を使わせていただきましたのは、それだけでは候補者が75歳で限定できないというような場合も、あり得るのかということで、幅をもたすために、概ねという言葉を使い、人選をお願いしたいところです。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

○3番（中井 啓悟） 今、民生委員とか保護司さんの定年制の話も出していただいたんですけども、また農業委員とは、ちょっと違うのかなと思いますので、比べるものではないと思います。3月議会の流れについてですが、町が農業委員にふさわしい方を、選考委員会に諮ったのち、町長に報告し、町は議会に議案としてあげ、議会は75歳を超えているという内規がある理由のみで否決しました。これについて間違いはありませんか。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 75歳を超えているかとかいうのは、採決の判断にされたかどうかは、私ではわかりかねます。それは議員の皆様方のそれぞれの思いの中での採決というふうに捉えていただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

○3番（中井 啓悟） 内規をつくったのは町であります。それぞれの団体、地域の意見を尊重し、定年に抵触する方を案としてあげてきていただいたの

も町です。その整合性はどこにありますか。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 長はそれぞれの団体、あるいは地域から選んでいた。それで偏りがいいかどうか。その人たちがいわゆる農業委員会法の基準で決める適格者であるかどうか、そういうことについて、選考委員会の中でご論議をいただき、その中で選考委員会の中では、いったんまた選考委員会の中身については、副町長のほうから説明させていただきますが、選考委員会の中で選んでいた、私はそれを尊重し、議会のほうに提案をさせていた。

ですから、私は一応、内規で定年制をひかさせては、決め事はさせていただきますが、それによらず選考委員会の中で選んでいた方々について、適当ということで、適格者ということで、議会のほうに提案をさせていた。あとは議会の皆様方のご判断と、そういうことに相成ります。

○議長（辻井 成人） 副町長。

○副町長（寺前 和彦） 選考委員会の手短に話させていただきます。選考委員会でも75歳が問題になりました。賛否両論ございました。最終的には、75歳の選考に関しては再度、確認をするということで確認をした上で、確認をしていただいて、改めて選考をしていただくといことに相成ったわけですが、その時点で同じ方が、地元からあるいは団体から選考されてまいりましたので、委員として選出をさせていただき、町長のほうに報告をしたという経緯でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

○3番（中井 啓悟） 若い担い手さんとか、若い方、また女性の枠をとればですね、75歳以上の方の活躍の場も確保でき、定年制をひく必要はないと思いますし、また健康に問題がなければ、概ね75歳の定年は問わないというような文言を付け加えていただくなどして、著しい年齢の偏りがなければ、

今後町長の裁量で内規の変更は可能でしょうか。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 今回は、新たな制度ということの中で、いわゆる公選法から議会の同意を得て、町長が任命をするという、そういう制度に変わっていったわけであります。その中でのいろいろな議論の過程を経て、今日、内規という形をつくらさせていただきました。そういうような中に、先ほどおっしゃっていただいたような文言を、付け加えるかどうかにつきましてははですね、またいろいろと検討をさせていただく中でですね、やっていきたいと、そのように思いますが、正直なところはその選考について、国のほうも新たな制度ですので、できれば担い手さん、あるいは先ほど言われたように、女性の方、そういった方々にこの農業委員会に加わっていただき、明和町だけではなく、日本の農業の振興、発展を若い人たちで考えてほしいのが、一つは狙いであったかなというふうに思います。

ただ長が選んで、そして議会の同意というこの手続きはですね、どういうことをいっているかということにつきましてははですね、私が思うのは町長がその選任については、恣意的に人選をする場合もあるわけですね。それをやはりきちっと議会が議論をして、なんていうんですか、決断を下すということに変わったのかなと、それが公選法から長の任命という、そういうころと制度が変わる一つの大きな重みかなというふうに捉えております。

従いまして、選ぶ責任は長にあります。最終的に皆さん方にお諮りをし、それでオッケーということで、新たな委員さんを、これからも選んでいくという、そういう手続きに変わるということを、改めて認識をしていただきたいなど、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はありませんか。

○3番（中井 啓悟） 若い人とか、女性とかだけというわけにはいかないと思います。やはり町の実情などもありますし、また、その農業の経験を豊

富に有されとる75歳以上の方というの必要なのかなと、僕自身は思っております。今日はいろんな質問をさせていただきましたが、公共施設にはじまり下水道要綱、農振の遅れ、農業委員会の定年制など、どの件についてもトップの判断と決断が重要だと思います。

さまざまな理由により施策の停滞や画期的、先進的すぎる施策で、今後、町の財政を圧迫しかねない不安があるように感じます。今後、町政を運営していただくにあたって、軸足を明和町民の皆様のどこに置くのかを、常に考えて事業展開していただきますことをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、中井啓悟議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（辻井 成人） これをもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 4 時 00分）
